令和4年(2022年)12月6日(火曜日)

第 4 号

令和4年第4回北海道議会定例会会議録

第 4 号

令和4年(2022年)12月6日(火曜日)

議事日程 第4号

12月6日午前10時開議

日程第1、議案第1号ないし第19号

(質疑並びに一般質問)

○本日の会議に付した案件

- 1. 日程第1
- 1. 追加日程
- 1. 日程第1に併せ、追加日程
- 1. 予算特別委員会の設置
- 1. 議案の予算特別委員会付託
- 1. 予算特別委員の選任
- 1. 議案の常任委員会付託
- 1. 休会の決定

出席議員(94人)

議 長 100番 小畑保則君 副議長 61番 市橋修治君

1番 寺島信寿君

2番 木 葉 淳 君

3番 小泉真志君

4番 鈴木一磨君

5番 武田浩光君

6番 植村真美君

7番 佐々木 大 介 君

8番 滝口直人君

9番 林 祐作君

10番 檜垣尚子君

11番 星 克明君

12番 宮下准一君

13番 村田光成君

14番 渡邊靖司君

15番 浅野貴博君

16番 安住太伸君

17番 内田尊之君

18番 渕 上 綾 子 君

19番 松本将門君

20番 壬 生 勝 則 君

21番 宮 崎 アカネ 君

22番 山 根 理 広 君

23番 阿知良 寛 美 君

24番 田中英樹君

25番 菊 地 葉 子 君

26番 宮川 潤君

27番 中野渡 志 穂 君

28番 荒 当 聖 吾 君

29番 白川祥二君

30番 新 沼 透 君

31番 池 端 英 昭 君

32番 小 岩 均 君

33番 菅原和忠君

34番 中川浩利君

35番 畠 山 みのり 君

36番 藤川雅司君

37番 大 越 農 子 君

38番 太田憲之君

39番 加藤貴弘君

40番 桐木茂雄君

41番 久保秋 雄 太 君

42番 佐藤禎洋君

43番	清	水	拓	也	君	81番 富原 亮 君	}
44番	千	葉	英	也	君	83番 松浦宗信 君	}
45番	道	見	泰	憲	君	84番 角 谷 隆 司 君	}
46番	船	橋	賢	_	君	85番 千葉英守君	}
47番	丸	岩	浩	\equiv	君	86番 中司哲雄君	}
48番	梅	尾	要	_	君	87番 藤沢澄雄 君	}
49番	笠	井	龍	司	君	88番 村田憲俊和	}
50番	中	野	秀	敏	君	89番 吉田正人君	1
51番	花	崎		勝	君	90番 遠 藤 連 君	}
52番	三	好		雅	君	91番 大 谷 亨 君	}
53番	村	木		中	君	92番 喜 多 龍 一 君	}
54番	吉	Ш	隆	雅	君	94番 本間 勲 君	}
55番	古	田	祐	樹	君	95番 伊藤条 一種	}
57番	田	中	芳	憲	君	97番 神 戸 典 臣 君	}
58番	沖	田	清	志	君	98番 髙橋文明 君	}
59番	笹	田		浩	君	99番 和 田 敬 友 君	}
60番	松	Щ	丈	史	君	欠 席 議 員(2人)	
62番	稲	村	久	男	君	56番 佐々木 俊 雄 君	}
63番	梶	谷	大	志	君	77番 須 田 靖 子 君	}
64番	北	П	雄	幸	君	欠 員(4人)	
65番	広	田	まり	ゆみ	君	74番	
66番	赤	根	広	介	君	82番	
67番	佐	藤	伸	弥	君	93番	
68番	中	Щ	智	康	君	96番	
69番	安	藤	那	夫	君		
70番	志貧	買谷		隆	君	出席説明員	
71番	真	下	紀	子	君	知 事 鈴 木 直 道 君	}
72番	森		成	之	君	副知事浦本元人君	1
73番	大	河	昭	彦	君	同 土屋俊亮君	}
75番	池	本	柳	次	君	同小玉俊宏君	1
76番	滝	П	信	喜	君	公営企業管理者 野村 聡 君	}
78番	高	橋		亨	君	総 務 部 長 兼北方領土対策 藤 原 俊 之 君	<u>+</u>
79番	三	津	太	夫	君	本 部 長	1
80番	平	出	陽	子	君	総務部職員監 若 原 匡 君	}

総務部危機管理監	古	岡		昇	君
総合政策部長	濱	坂	真	_	君
総合政策部 次世代社会戦略監	中	村	昌	彦	君
総合政策部地域振興監	北	村	英	則	君
総合政策部交通企画監	宇	野	稔	弘	君
環境生活部長	森		隆	司	君
環 境 生 活 部 ゼロカーボン推進監	今	井	太	志	君
環境生活部アイヌ政策監	相	田	俊	_	君
保健福祉部長	京	谷	栄	_	君
保 健 福 祉 部 新型コロナウイルス 感 染 症 対 策 監	佐賀	買井	祐	_	君
保 健 福 祉 部 少子高齢化対策監	鈴	木	_	博	君
経 済 部 長	中	島	俊	明	君
経済部観光振興監	Щ	﨑	雅	生	君
経済部食産業振興監	遠	藤	俊	充	君
農政部長	宮	田		大	君
農 政 部 食の安全推進監	野	崎	直	人	君
水産林務部長	Щ	П	修	司	君
建設部長	北	谷	啓	幸	君
建設部建築企画監	細	谷	俊	人	君
会計管理者兼出納局長	水戸	三部		裕	君
企 業 局 長	佐	藤	隆	久	君
道立病院部長	道	場		満	君
財 政 局 長	木	村	敏	康	君
財 政 課 長	松	林	直	邦	君

教育委員会教育長 倉 本 博 史 君 教 育 部 長 池 野 敦君 兼教育職員監 学校教育監 唐川智幸君 総務課長 正史君 奥 寺 選挙管理委員会 上田哲史君 事 務 局 長 人事委員会 佐藤 則 子 君 事 務 局 長 警察本部長 鈴 木 信 弘 君 総 務部長 鳥潟 俊夫君 総務部参事官 岩崎靖一君 兼総務課長 労働委員会 仲 野 克 彦 君 事務局長 代表監查委員 深瀬 聡 君 監查委員事務局長 花 岡 祐 志 君 収用委員会 荒木政彦君 事務局長

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 佐々木 徹 君 議 事 課長 松井直樹君 議事課長補佐 松村 伸 彦君 事 係 長 小 倉 拓 也 君 議事課主任 古 賀 勝 明君 同 成田将 幸君

午前10時2分開議

〇議長小畑保則君 これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔松井議事課長朗読〕

1. 知事から、議案第20号の提出がありました。

議案第 20 号 令和 4 年度北海道一般会計補正予算 (第 7 号)

(上の議案は巻末議案の部に掲載する)

- 1. 議長は、請願第20号及び第21号について、請願者から取下げの申出がありましたので、委員会付託を取り消しました。
- 1. 議長は、請願第40号ないし第42号を関係委員会に付託しました。

請願第 40 号 アイヌの長老エカシ・フチへの特別支援制度の確立を国に求め、

道独自の実施を求める件

環境生活委員会

請願第 41 号 ゆたかな私学教育の実現を求める私学助成に関する件

文教委員会

請願第 42 号 「私立学校生徒の学費無償化」を求める件

文教委員会

(上の請願は巻末**請願・陳情の部**に掲載する)

1. 本日の会議録署名議員は、

道 見 泰 憲 議員

船橋賢二議員

丸 岩 浩 二 議員

であります。

1. 日程第1、議案第1号ないし第19号

(質疑並びに一般質問)

○議長小畑保則君 日程第1、議案第1号ないし第19号を議題とし、質疑並びに一般質問を継続いたします。

大越農子君。

O37番大越農子君(登壇・拍手)(発言する者あり)おはようございます。

自民党・道民会議の大越農子です。

通告に従い、順次質問してまいります。

最初に、ゼロカーボン北海道についてであります。

私は、第2回定例会の代表格質問に立ち、ゼロカーボン北海道の推進について伺いましたが、 知事からは、道有施設全体の照明のLED化について検討を行うとの答弁をいただきました。 照明のLED化は、特に電気料金の削減にも効果があることから、全道的な脱炭素化の取組の インセンティブになると考えており、道の事務・事業に関する実行計画の目標年次である2030年 度に向けて、着実に取り組むことが必要であります。

こうした中、今回の補正では、道立女性相談援助センターほか2施設で債務負担行為の設定が 提案されていますが、今回の提案内容も含め、全庁のLED化に向けてどのように取り組んでい くのか、伺います。

また、全庁のLED化による電気料金やCO₂の削減効果を試算し、その成果を広く道民や事業者の方々に伝えることが、脱炭素化の取組へのインセンティブとなると考えます。

知事は、全庁でLED化されていない約32万台の照明器具をLED化した場合の電気料金やCO2の削減効果をどのように見込み、その成果をどのように道民や事業者の方々の脱炭素化の取組につなげていくのか、伺います。

次に、雪害対策について伺います。

今年も、早くも12月を迎え、本格的な降雪期を迎えました。

道では、本年2月、札幌圏を中心とした大雪により、大規模な交通障害などが発生し、道民の 社会経済活動に大きな影響を与えた事態を重く受け止め、北海道防災会議に設置されている北海 道雪害対策連絡部に検証チームを設置し、様々な課題を抽出の上、6月に今後の雪害対策に反映 すべき対応策を盛り込んだ報告書を取りまとめ、これに基づき様々な取組を進めてきているもの と承知しております。

我が会派としても、第2回定例道議会において、次の冬までに、仮に2月のような大雪となった場合にも、道民の暮らしや企業活動はもとより、道外との円滑な人流や物流を支える公共交通をしっかりと確保できるよう、総合的な対応体制を整える必要があるとして、道の対応をただしたところでありますが、具体的な成果や課題を伺うとともに、この冬に向け、どのように対応するのか、伺います。

次に、自殺対策について伺います。

さきに行われた我が会派の同僚議員の代表格質問で自殺対策について質問し、道では、自殺対策のため、自殺死亡率に影響を与える可能性がある事項について分析を行った旨を明らかにされましたが、道では、どのような分析を行い、どのような結果になったのか、伺います。

また、国の自殺対策白書によると、近年、子ども、若者や女性の自殺が増えており、中でも、働く女性の自殺は大きく増加しています。職を持つ女性の自殺者は、コロナ禍前の過去5年平均比で28%増え、年代別では、20代が64%増、50代では28%増えていることが判明しました。私自身、働く女性の一人として、大変心を痛めております。

私は、令和2年の第4回定例会で、経済団体などとの連携を一層深め、自殺対策に取り組んでいくとの答弁をいただきました。

働く女性の自殺を防止するためにも、経済団体との連携は重要と考えますが、これまでどのような取組を行ってきたのか、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、高病原性鳥インフルエンザ対策について伺います。

本年9月に神奈川県の野鳥において高病原性鳥インフルエンザの感染が確認されて以降、全国 的に野鳥の死体やふんなどから多くの感染事例が確認されています。

また、家禽では、10月に岡山県で発生して以降、既に16道県において26事例の発生が認められているほか、ペリカンなどの飼養鳥においても2県、2事例が確認されるなど、この秋からのシーズンにおいては、これまで経験をしたことがないほど続発しており、全国的に環境中のウイルス濃度が高まっていることから、厳重な警戒が必要と考えます。

道内では、10月に厚真町、11月に伊達市で発生するなど、時期を同じくして発生したところですが、全国的な状況を踏まえると、今後、同時多発的に発生する可能性も十分に考えられます。

本年4月に、白老町での防疫対応を受け、開催した道の対策本部会議においても、複数箇所での同時発生や大型家禽の殺処分などが課題として挙げられていたと承知しておりますが、現在の発生状況を踏まえると、同時に発生するリスクが極めて高いと考えられますが、今後、道はどのように対応するのか、伺います。

次に、食品ロスの削減についてお伺いします。

私は、これまで、幾度も食品ロスの削減の大切さを議会の場で質問してきたところでありますが、最近では、新型コロナウイルス感染症の拡大による消費者の行動の変化や、ウクライナ情勢などによる食料品の価格上昇など、食を取り巻く状況が大きく変化し、道民の皆様の食に対する意識は非常に高まっていると感じております。

また、世界的にも、食品ロスの削減は、SDGsの目標の中で、2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食料の廃棄を半減させるとされており、北海道としても、食品ロスの削減をこれまで以上に進めていかなければならないと考えております。

知事は、平成31年4月に就任されて以来、食品ロスの削減について、どのような取組を行い、 また、今後どのように進めていくのか、所見を伺います。

最後に、女性活躍の推進についてであります。

これまで、私は、女性活躍の推進について、幾度も知事並びに教育長に質問してきましたが、 この問題は多岐にわたり、あらゆる部門にまたがる政策であることの認識を強くしております。 それぞれ分野ごとに伺ってまいります。

まずは、女性人口の道外流出について伺います。

道内の日本人男女別人口移動の推移が、2014年から女性の転出超過が男性を上回る傾向が続いておりましたが、コロナ禍ではその傾向が顕著となりました。

2020年では、男性は転入超過に転じている中、女性は2205人もの転出超過となりました。直近の2021年では、男女合わせて2147人の転出超過のうち、男性は僅か10人、その他は女性ということであり、その差は歴然であります。

コロナ禍において、人口移動がとどまる傾向の中においても、2年連続で女性が2000人以上もの転出超過であるということに、私は強い危機感を覚えております。これが意味することは何な

のか、真剣に考えなくてはなりません。

すなわち、本道において、女性が社会生活を営む上で、仕事の受皿が不足していたり、何らかの住みにくさを感じているなど、本道の社会構造に深刻な問題を抱えていることの証左であると考えます。

女性の転出が大きく超過していることに対し、知事の認識を伺うとともに、その理由を分析 し、今後の対策を伺います。

次に、U・I・Jターンの取組について伺います。

地域経済の維持存続のためには、道外に流出した人材に戻ってきてもらう取組が必要と考えますが、その取組の一つとしてU・I・Jターンの取組があります。

道は、これまでどのような取組を実施してきたのか、その効果をどのように捉え、どのような 課題があると認識しているのか、伺います。

また、昨今の女性人口の流出を受け、女性にターゲットを絞った取組を推進する必要があると 考えますが、道の認識を伺うとともに、今後、U・I・Jターンの推進に向け、どのように取り 組んでいくのか、伺います。

次に、女性の就業支援等について伺います。

道内の就業者数は、令和元年では266万人でしたが、コロナ禍の影響もあり、令和3年では260万人となり、6万人減少しています。そのうち、女性は男性よりもはるかに多く、4万人も減少しており、特に非正規雇用で見ると、男性は1万人減少したのに対し、女性は4万人もの数が減少しており、その差は歴然であります。

このことは、女性の労働参加がコロナ禍によって後退したと評価せざるを得ない深刻な事態であると考えますが、道は、この状況をどのように認識し、この失われた女性の雇用を取り戻すため、どのように取り組むのか、伺います。

次に、企業における女性管理職の登用についてですが、答弁は求めず、指摘とさせていただきます。

国は、2030年までに女性管理職の割合を30%にする目標を掲げております。

令和4年に公表された厚生労働省の調査によれば、女性管理職を有する企業の割合が20.1%となっていますが、道が令和4年1月に公表した調査では11.4%と、全国に比べて低く推移しております。

主要先進国の中で、日本の女性管理職の比率は最下位と指摘されている中、その日本の平均に 比べても北海道は低いわけであります。

こうした状態では、本道企業が生み出す物やサービスが多様性に欠け、企業の競争力の低下に つながりかねないばかりか、女性職員のキャリアパスが道内企業に不足していると評価されるこ とから、女性の道外への人材流出にも大きく影響してくるものと考えます。

人材の流出は、人口減少はもとより、地域経済に大きな打撃となることは論をまちません。 知事は、女性活躍を積極的に推進するのであれば、道内企業に女性の管理職を増やすよう、実 効性ある対策を講じる必要があります。

今回、答弁を求めませんが、強く指摘しておきます。

次に、子育て支援について伺います。

報道にありますとおり、本道における出生率は、対前年比で0.01低下し、1.2となっており、 全国でも、東京、宮城に次いで低い位置にあります。

その理由としては、明確なエビデンスはないにせよ、コロナ禍で産み控えのインセンティブが働いたり、休校などにより子育ての任務が母親にとり過重な重荷となっていること、さらには、雇い止めなどにより収入が減少したことなどによるものと考えられ、コロナ禍との関連性は否定できないところであります。

このようなときだからこそ、子育てのしやすい環境づくり、子育てをしながら働ける環境づくりがますます重要となることは論をまちません。

知事は、出生率の低下について、どのような認識を持っており、今後どのように子育て支援に 取り組んでいくのか、伺います。

次に、知事の認識と対策について伺います。

これまで述べてきたように、女性の転出超過が2000人を超え、4万人もの雇用が失われ、出生率が低下し、自殺者が増加するという事態を、大変痛ましいけれども、現実のものとして認識しなくてはなりません。

昨今の女性を取り巻く困難な状況は、一人で抱えられるものではないことはもちろんのこと、 御家族や地域単位、各企業における取組や各部門での個別的な対応だけでは解決できない、北海 道が抱える深刻な社会問題として捉えるべきと考えます。

本道の女性たちが直面する厳しいこれらの現実を知事はどのように認識しているのか、伺うとともに、女性支援室の強化や、全庁一丸となって取り組める仕組みづくりなど、強い意思を持ってこの社会問題の解決に取り組まなくてはならないと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、農業関係についてであります。

最近では、企業関係のみならず、農業関係機関の皆様からも、女性活躍のための環境づくりについて御要望をいただくことが多くなりました。新しい時代を感じるとともに、この問題に長く取り組んできた私にとって、とてもうれしく思います。

以下、伺ってまいります。

農業における女性就業者は45%と約半数を占め、本道農業を支える重要な担い手であることは 論をまちません。本道農業の発展のためには、女性農業者が大いに活躍できる農村を築いていく ことが重要と考えます。

女性農業者の農業経営や活動しやすい地域づくりが必要でありますが、女性農業者の経営参画について、道として、どのように認識し、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

また、酪農、畜産を基幹産業とする本道では、産業動物獣医師の確保は重要な課題ですが、近年、若い世代を中心に女性獣医師が年々増加していると承知しております。

これは、恐らく、30年前に大ヒットした少女漫画「動物のお医者さん」が社会現象となり、その舞台となった北大獣医学部など、本道を代表する大学に優秀な女子学生が入学し、獣医を目指したことが大きなきっかけとなったと思われますが、現状、本道の女性獣医師の増加傾向がどのようになっているのか、伺います。

また、優秀な女性獣医師が本道に集まっていることは歓迎すべきことであり、貴重な人材として、働きやすい環境づくりは喫緊の課題であると考えますが、道の認識を伺うとともに、これまでどのような取組を行ってきたのか、その課題を分析し、今後どのように取り組むのか、所見を伺います。

次に、道庁における女性活躍について伺います。

このように時代は変わっている中で、道自らが率先垂範して女性活躍を推進していくことが必要であると、私は、今まで何度も訴えてきました。

道は、北海道特定事業主行動計画の中で、女性活躍推進に関する数値目標として、令和6年度までに本庁課長級以上の職に占める女性職員の割合を10%とする目標を掲げていますが、令和4年4月1日時点で9.1%と、昨年の9.0%から僅か0.1%の伸びにとどまっており、今のまま同じ取組を続けていたのでは目標達成はできないと考えます。

道は、女性登用が進まない現状をどう認識し、令和6年度の目標達成に向けてどのように取り組むのか、将来的な登用率向上に向けた長期的な取組の考え方と併せて伺います。

私は、かねてより、道庁の女性活躍推進のためには、男性職員の育児休暇、休業取得を推進することが有効であると指摘してきたところですが、公表された令和3年度の男性職員の育児休業取得率は23.8%となり、行動計画で数値目標としている20%を計画の中間年で達成したことは、一定の評価をしているところであります。

とはいえ、国の目標値は、道よりも高い30%であり、道庁においても、早期に目標値を引き上げ、男性職員の育児休業の取得をさらに推進していく必要があると考えます。

知事は、男性職員の育児休業取得率向上に関する取組の現状や、数値目標の見直しについて、 どのように考えているのか、伺います。

少子・高齢化が進む中、社会全体で子育てを支えることが、今後ますます重要となってきます。

宮城県では、夫婦の子育てを祖父母が支援できる環境づくりの一環として、男性職員が配偶者の出産立会いや育児のために取得できる特別休暇について、その対象を祖父母である職員に拡大し、都道府県で初となる、いわゆる孫の育児休暇を来年1月から導入する方針を明らかにしています。

道においても、女性活躍を後押しするため、こうした制度の導入を検討すべきと考えますが、 所見を伺います。

最後に、児童生徒の生理について、教育長に伺います。

私は、これまで、学校のトイレへの生理用品の配置に関し、議論を重ね、先日の文教委員会で

は、熊本県の先進事例に倣い、道立高校などで生理用品の設置に関するモデル事業を行う旨の答弁をいただきました。

児童生徒にとって、どのような設置の仕方があるべきなのか、しっかり検討していただきたい と思います。

この問題は、当初、生理の貧困としてスタートし、広く世に知られることとなりました。

貧困問題は、大変重要な課題であり、解決すべきことは論をまちませんが、私自身、この問題は、児童生徒の衛生・健康管理の問題であり、ひいては、学びの保障の問題であると考えております。

厚生労働省の調査によりますと、生理用品の購入、入手に苦労したことがあると回答した方の 3割強、34.1%が「学業や仕事に集中できない」と回答しています。

私自身の経験からも、生理用品を忘れてしまった日などは、大変な心身の負荷となり、全く集中できずに授業を過ごしたことは何度もあります。これでは、女子生徒が安心して学校生活を送ることができず、学びの保障の問題につながるのではないかと考えます。

したがって、生理用品がいつでも手に取れる環境づくりは、生理に悩む全ての児童生徒にとり 必要であると考えますが、教育長の認識について伺います。

以上、再質問を留保して、私の質問を終わります。(拍手) (発言する者あり)

- 〇議長小畑保則君 知事鈴木直道君。
- **〇知事鈴木直道君**(登壇)大越議員の質問にお答えいたします。

最初に、ゼロカーボン北海道に関し、照明のLED化についてでありますが、全庁で対象となる約32万台のLED化を早急に進めるため、施設の修繕や改修に併せてLED化を進めることに加え、当面、修繕予定のない施設についても、順次、交換を進めていく考えであります。

来年度は、修繕を予定している道民活動センターや、渡島などの複数の合同庁舎でのLED化のほか、修繕予定がない女性相談援助センターほか2施設についても、来年度中に工事が完了できるよう、今回の補正予算で必要な債務負担行為の設定を提案させていただいたところであります。

LED化により、1台当たりの電力使用量がおおむね半減されることから、全てをLED化した場合は、 CO_2 が年間で約2万トン、電気料金も、現在の価格での試算では、年間で約11億円の削減が見込まれます。

このため、道の事務事業における2030年度までの50%削減目標の達成に向け、国の地方財政措置も活用しながら、LED化を順次進めるとともに、その手法や効果を広く情報提供することで、道民の皆様や事業者の方々のインセンティブにつなげ、脱炭素の取組を促進してまいります。

次に、雪害への対応についてでありますが、道や関係機関では、この冬に向け、本年6月に取りまとめた報告書に基づく対策が着実に図られるよう取り組んできており、札幌市では、幹線道路の運搬排雪の前倒しや雪堆積場の拡充などを、JR北海道では、事前の除排雪の徹底や除雪機

械の増強などを行うこととしております。

また、北海道運輸局と北海道エアポートでは、交通事業者の方々とともに、空港の滞留者対策として、JR運休時の空港連絡バスの緊急ピストン輸送などを行うこととしたほか、運休情報等の発信体制を強化することとし、これらに関する訓練も実施しているところであります。

道においても、先月15日、18機関の参加の下、雪害対策連絡部全体としての連携確認訓練を実施したところであり、引き続き、関係機関と日頃から顔の見える関係を構築し、大雪が発生した場合にも、地域全体で連携して対応することで被害や影響を最小化できるよう、各機関が担う役割を共有しながら訓練を積み重ねるなど、道民の皆様の安全、安心な冬の暮らしの確保と社会経済活動の維持が図られるよう取り組んでまいります。

次に、食品ロスの削減についてでありますが、食品ロスの削減は、食育の推進はもとより、SDGsの達成にも資する重要な取組であることから、道では、令和2年度に、新たに北海道食品ロス削減推進計画を策定し、年末年始の食べきりキャンペーンの展開をはじめ、小売店での少量パック販売の促進や、子どもに食の大切さを伝えるセミナーを開催するなど、様々な取組を進めてまいりました。

こうした取組の結果、道民の皆様が家庭で削減に取り組む割合は、平成30年度の69%から令和 2年度には76%に上がるとともに、道内の家庭からの食品ロスの発生量は、同様に、11万トンか ら10万トンへ減少が見込まれるなど、着実に成果が見られつつあります。

コロナ禍に加え、世界的に食料需給のリスクが顕在化するなど、食を取り巻く環境が大きく変化する中、食品ロス削減の重要性は一層高まっており、道としては、食品関連企業との連携によるフードチェーン全体での削減の促進や、消費者の方々の意識の醸成を図るなど、事業者と家庭の両面から、さらなる削減に向けて取り組んでまいります。

次に、女性活躍社会の推進に関し、まず、女性の道外への転出超過などについてでありますが、男女ともに、大学や大学院などを修了される方々は、より専門性や技術力の高い大企業や正規雇用による採用を求める傾向が見られる中、職場におけるキャリアパスを求めて、多くの企業が集中する東京圏等への転出が続いている一方で、男性に比べて女性の道外からの転入割合が低いといったことが女性の転出超過が多い要因となっており、こうした傾向は、産業の担い手不足や地域活力の低下に加え、人口減少をさらに加速させるおそれがある大変重要な課題と認識しております。

このため、道では、地域への愛着の醸成はもとより、若者の能力や技術を生かせる雇用の場の 創出や就職相談における道内企業の紹介、さらには、女性が働きやすい環境づくりといったこと に、市町村と連携をし、取り組んできたところであります。

本年8月に実施した道民に対する意識調査においては、女性が地域にとどまるために必要なこととして、約6割の方が、多様な雇用先、職場が多くあることと回答しており、今後は、こうした取組に加え、札幌市とも連携し、女性活躍のモデルづくりや、結婚・出産後の継続的な就労支援、協働による企業誘致活動の展開といった取組を一層推進するなど、人口減少問題に対する危

機感を持ちつつ、道民の皆様が心豊かに暮らし続けることができる北海道の創生に向け取り組んでまいります。

次に、女性の就業支援などについてでありますが、令和3年の道内の就業者数は、コロナ前の令和元年に比べ、6万人減少し、特に、女性労働者の減少幅が大きく、大変厳しい状況にあり、女性が安心して働き暮らすことができるよう、就労の継続や再就職支援などの取組を進めていくことが重要であると考えているところであります。

このため、道では、感染症の影響などにより、厳しい経営環境にある道内事業者の方々に向け、支援機関による経営相談や制度融資などの支援に加え、需要喚起策の活用促進などを通じ、経営の回復と雇用の確保、拡大を図るほか、女性の割合が高い非正規雇用労働者の待遇改善に取り組もうとする企業に専門家を派遣するとともに、就業を望む女性に対し、スキルアップに資する職業訓練の実施や、マザーズ・キャリアカフェにおける就業と子育てに関する専門的な相談の対応、さらには、女性活躍推進企業の表彰など、女性の就業支援と活躍促進に努めているところであり、今後とも、女性の方々が安心して働くことができる雇用の実現に向け取り組んでまいります。

本道の女性が直面する課題についてでありますが、本道における女性の転出超過や労働者の大幅な減少といった状況は、女性の活躍はもとより、地域や産業の活性化を進める上で大きな社会問題であると認識しています。

道では、庁内関係部局で構成する連絡会議において、男女平等参画に係る課題や施策についての情報共有を行い、全庁一丸となった関連施策の推進を図っているところでございます。

また、官民で構成する北の輝く女性応援会議の場を活用し、オール北海道での機運醸成を図るなど、関係団体などとより一層緊密に連携しながら、誰もがその個性と能力を十分に発揮し、生き生きと暮らすことのできる社会の実現に向け取り組んでまいります。

次に、女性農業者の方々の活躍促進についてでありますが、本道の農業、農村が今後とも持続的に発展していくためには、意思決定の場への関与が少ない女性農業者の方々が経営や地域社会に積極的に参画していくことが重要と認識しています。

このため、道では、普及センターによる女性農業者の方々のネットワークづくりや活動への支援を行うとともに、家庭内での経営方針や役割を定める家族経営協定の締結を促進するなど、女性が働きやすい環境を整えてきたところであります。

道としては、今後とも、関係機関・団体で構成する北海道農業・農村パートナーシップ推進連絡会議において、女性農業者の方々の指導農業士への積極的な認定や、農業委員、JA役員への登用を進めるとともに、全道交流会の開催、女性農業者の方々を対象としたスマート農業技術研修を実施するなど、女性農業者の方々が意欲や能力を発揮し、生き生きと活躍できるよう、女性活躍のための環境づくりに向けて積極的に取り組んでまいります。

男性職員の育児休業の取得についてでありますが、道では、令和2年3月に策定した特定事業 主行動計画に基づき、男性職員に育児休業の取得を奨励するとともに、子育て支援に係る各種制 度の周知徹底や、管理職員が対象となる男性職員と面談の上、育児計画チェックシートを作成するなど、きめ細かな取組を進めているところであり、こうした取組の結果、令和3年度の男性職員の育児休業取得率は23.8%となり、令和6年度までに20%とする数値目標を達成したところであります。

道としては、男性職員が積極的に子育てをすることは、女性の活躍促進はもとより、職場全体のワーク・ライフ・バランス確立の観点からも大変重要であると考えており、国の第5次男女共同参画基本計画の目標である男性の育児休業取得率30%に向けて、男性職員の育児休業の取得をより一層促進するとともに、道の計画の数値目標の見直しについて検討してまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。 以上でございます。

- 〇議長小畑保則君 保健福祉部長京谷栄一君。
- ○保健福祉部長京谷栄一君(登壇)自殺対策についてでありますが、道では、第4期自殺対策行動計画の策定を進める中、自殺との関連性があると考えられる失業者数や鬱病などの患者数といった項目につきまして、他都府県や道内2次医療圏別での比較分析を行っておりまして、現時点では大きな有意差は認められておりませんが、引き続き、異なる視点で分析を進め、自殺との関連性が考えられる要因につきましては、必要な対策を計画に盛り込んでいくこととしてございます。

また、道内の自殺者総数が減少している中、近年、女性や若者、子どもの自殺者数は増加傾向にございまして、特に、非正規雇用による経済的な問題や配偶者などからの暴力といった女性を取り巻く深刻な課題につきまして、商工会連合会などの経済団体や、保健、医療、福祉などの機関で構成される自殺対策連絡会議において共有をするとともに、職場におけるメンタルヘルス対策の推進や、女性や若者でもアクセスしやすいLINEによる悩み相談、さらには、日本産業カウンセラー協会が運営をする心の電話相談などに官民一体となって取り組んでいるところでございます。

道といたしましては、今後とも、経済団体をはじめ、関係機関の皆様との一層の連携の下、要因分析や効果的な取組を進めつつ、悩みを抱えながら働いておられる女性の方々に寄り添った実効性のある自殺対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

- ○議長小畑保則君 農政部食の安全推進監野崎直人君。
- 〇農政部食の安全推進監野崎直人君(登壇)高病原性鳥インフルエンザへの対応についてでございますが、秋からの今シーズンは、全国的に野鳥や家禽の発症が多発し、道内においても、発生リスクは極めて高い状況にあると認識をしております。

こうした中、道では、この春における道内での発生時の課題を踏まえ、大型家禽の対応マニュ アルの策定をはじめ、複数農場の同時発生時などにおいて臨機応変に対応できるよう、防疫資材 のストックポイントを増設するとともに、スマート道庁のICTツールを活用し、防疫作業を統 括する本庁指揮室と現地作業の拠点である現地指揮室などをオンラインでつなぎ、機動的な対応 が可能となるよう、指揮命令体制を整えたところでございます。

また、今般、農場に対する緊急消毒命令を行ったところであり、今後とも、基本的な衛生対策の徹底による侵入防止対策を農場に指導するとともに、発生時における防疫対応事例をあらかじめ地域全体で共有するほか、自衛隊とも常に連携し、必要な情報交換を行うなど、全道的な防疫体制の強化を図り、本病の蔓延防止に努めてまいります。

以上でございます。

- 〇議長小畑保則君 経済部長中島俊明君。
- ○経済部長中島俊明君(登壇) U・I・Jターンの取組についてでありますが、道では、道外大学と道内企業の交流会や就職促進協定の締結による相談会、市町村と連携した東京圏からのU・I・Jターンによる新規就業を促す取組などを実施してきており、これらの取組による道内企業への就業者数は、令和3年度で165人となっておりますが、その内訳を見ると、男性112人に対し、女性は32人と少なく、女性のU・I・Jターンの増加に向け、道内企業の認知度向上や、就業環境の優位性などに関する情報発信の強化が必要と考えております。

特に、女性人口の流出がやまないことから、現在、首都圏の女子大学と就職促進協定を年度内に締結できるよう協議中でございまして、今後も、こうした取組を積極的に進めてまいりますほか、道内各地、様々な分野で活躍する女性の姿の紹介に努めており、引き続き、U・Iターンフェアや大学での相談会など、あらゆる機会を活用し、U・I・Jターンの推進に努めてまいります。

以上でございます。

- **○議長小畑保則君** 保健福祉部少子高齢化対策監鈴木一博君。
- **〇保健福祉部少子高齢化対策監鈴木一博君**(登壇)子育て支援の取組についてでありますが、少子化が進行している背景には、仕事と子育ての両立や、家事、育児への負担感、年齢や健康上の理由など、様々な背景や要因が考えられますが、今般の感染症の長期化は、若い世代に対して経済的、精神的な不安を生じ、結婚や妊娠、出産、子育てなどの生活面に影響を及ぼしているものと認識いたしております。

道では、こうした状況にあっても、計画的な保育基盤の整備を進めてきておりますが、子どもの減少に伴う保育ニーズの縮小や、未就園児を養育する家庭の孤立化など、新たな課題も生じているため、国では、地域資源を有効に活用した子育て支援の在り方について、新たに検討を開始したところでございます。

今後、こうした国の動向を注視しつつ、地域の実情に応じた保育所の運営の在り方や、他の子育て資源との役割分担など、これからの保育サービスの在り方について、市町村や関係者と意見交換を行いながら、子育て世代の多様なニーズに対応できる環境整備を進めていく考えでございます。

以上でございます。

- 〇議長小畑保則君 農政部長宮田大君。
- 〇農政部長宮田大君(登壇)女性獣医師の就業環境の整備についてでありますが、近年、若い世代を中心に女性獣医師が増加しており、道内の農業共済組合や家畜保健衛生所といった産業動物分野で活躍している女性獣医師の割合は、平成22年の14%から令和2年には25%と倍近くとなりましたが、今後とも女性獣医師が安心して継続的に活躍していくためには、働きやすい職場づくりが重要となっております。

このため、道では、出産や育児休暇を取得するための代替獣医師の確保を進めますとともに、 復職時の不安解消に向け、慣らし勤務制度や保育所口コミ情報の提供など、女性獣医師が働きや すい職場づくりを推進しており、また、農業共済組合においても、道に準じた休暇期間を整備す るなどの取組を行っているところです。

道といたしましては、こうした具体的な取組について、関係機関・団体で構成する獣医師確保 に係る検討会で情報共有しながら、全道の獣医療機関における取組を促し、女性獣医師が働きや すい職場環境のさらなる整備に努めてまいります。

以上でございます。

- 〇議長小畑保則君 総務部職員監若原匡君。
- ○総務部職員監若原匡君(登壇)女性活躍の推進に関し、まず、女性職員の登用についてでありますが、道では、特定事業主行動計画におきまして、本庁課長級以上に占める女性職員の割合を10%とする目標を掲げ、積極的な登用に向けた取組を進めているところであります。

そうした中、道においては、転勤を伴う異動が多いことなども女性登用に影響を与えているものと考えており、家庭環境に配慮した人事管理を行いますとともに、幅広い行政分野への配置やキャリアデザイン研修の充実を図るなど、将来の幹部候補となる職員の裾野の拡大に努めているところであります。

道といたしましては、こうした取組を中長期的に継続して実施していくことが女性登用につながるものと考えており、引き続き、裾野の拡大に向けた取組を進めますほか、女性の活躍推進に向け、新任課長補佐級研修に、ライフイベントへの理解促進やアンコンシャス・バイアスの解消などについてのカリキュラムを新たに加えるなど、着実なキャリアアップにつながる人材育成や、安心して働き続けられる職場づくりを進め、女性職員の活躍と管理職員への登用に向けまして、積極的に取り組んでまいります。

次に、育児のための休暇制度についてでありますが、共働き世帯が増加する中、祖父母が孫の育児に積極的に携わっていくことが、子育て世代のサポートや女性の活躍推進につながるとの考えから、例えば、孫が生まれる際に取得することのできる休暇制度を設けている民間企業等があると承知しているところであります。

道といたしましては、地方公務員法に規定する勤務条件に関する国家公務員等との均衡の原則にも配慮しながら、職員が孫の出産や育児に関わるための休暇につきまして、今後、国や他自治体の状況を情報収集するとともに、対象となる職員の規模やニーズの把握に努めるなど、その在

り方について検討してまいります。 以上でございます。

- 〇議長小畑保則君 教育長倉本博史君。
- ○教育長倉本博史君(登壇)大越議員の御質問にお答えをいたします。

女性活躍社会の推進に関しまして、生理用品の配置についてでありますが、厚生労働省の調査では、生理用品の購入や入手に苦労した方のうち、34%の方が、学業や仕事に集中できていない、26%の方が、学校や職場を遅刻、早退、欠席したことがあると回答されているところでありまして、こうしたことを踏まえますと、生理用品を用意できないことは、女性の心身の健康に影響を与え、児童生徒においても同様の状況が懸念されるものと認識をいたしております。

道教委といたしましては、学校への生理用品の配置については、経済的な理由で購入できないことはもとより、急遽、必要になった場合も含め、全ての子どもたちの心身の健康を維持し、安心して学校生活を送ることができる環境整備の一環であるとの観点の下、各学校における効果的な取組の在り方を検討するため、本年度内に、学校規模が異なる道立高校及び特別支援学校、合わせて10校程度をモデル校として、生理用品をトイレ等に配置する取組を実施することとし、教員や生徒にアンケートを行うことなどを通して、その成果や課題等を把握しながら、次年度の対応について、引き続き検討してまいります。

以上でございます。

- **〇議長小畑保則君** 大越農子君。
- O37番大越農子君(登壇・拍手) (発言する者あり) 女性活躍社会の推進について、知事に指摘します。

知事は、多くの女性が転出超過となっている理由について、職場におけるキャリアパスの問題を挙げられました。私自身、道外の大学を選び、就職先を東京に求めたのは、それが大きな理由の一つでありましたから、正鵠を得ていると考えます。

すなわち、女性活躍の推進が進まないことは、人口減少問題に直結するということを直視しなくてはなりません。

これまで、女性活躍の問題は、男女平等やジェンダーギャップなど、人権施策としての側面が強く、その視点を今後も大事にすべきことはもちろんですが、私自身は、女性活躍政策は、経済政策として、人口減少対策として推進すべきであると強く訴えるものです。

道民の半数は女性であり、その方々に、北海道で暮らし続け、家族を持ちながら仕事で活躍できる北海道をつくっていくことは、労働力不足の解消と人口減少対策に直結しており、最も骨太で根源的な政策として位置づけられるはずのものだからであります。

その点を踏まえますと、知事の答弁は危機感に欠けていると言わざるを得ません。

道庁内の女性活躍推進など、何点か踏み込んだ御答弁をいただいたことは一定の評価をします。一方で、女性の就業支援等については、大変厳しい状況であると、また、知事の認識と対策については、現状を大きな社会問題と、いずれも現状を厳しく認識しているものの、今後の対策

としては、これまでの取組の枠を超えるものではありませんでした。

特に、失われた雇用を取り戻すための就業支援と、困難に直面している女性たちに手を差し伸べるため、女性支援室の強化は待ったなしであります。しっかりと取り組んでいただくよう、強く指摘します。

また、推進体制が圧倒的に不足していると言わざるを得ません。

私は、このたび、総合政策部、経済部、農政部、保健福祉部、環境生活部、総務部、教育庁と、11問にわたり質問しましたが、事ほどさように、女性活躍の問題は全ての分野にまたがっており、社会スキームを変革するぐらいの強い意思とパワーが必要であります。

しかしながら、実態は、各部門の手弁当で取り組んでいるという印象を拭えません。

労働力不足、人口減少問題に対峙するためには、女性活躍の問題を大きな政策の柱に据え、各部門の横軸を通し、司令塔機能を果たせるような仕組みづくりが急務と考えます。

女性活躍推進について、権限と責任あるポストの創設など、しっかりとした組織と予算を組み、官民連携を呼びかけ、まさにオール北海道で女性活躍政策を推進していくことが求められると強く指摘し、私の質問を終わります。(拍手)(発言する者あり)

○議長小畑保則君 大越農子君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午前10時55分休憩



午前10時57分開議

○議長小畑保則君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

宮崎アカネ君。

O21番宮崎アカネ君(登壇・拍手)(発言する者あり)おはようございます。

それでは、通告に従い、質問をさせていただきます。

小型家電リサイクルについてお聞きいたします。

小型家電リサイクルについてですが、使用済みの小型電子機器 —— 小型家電は、再資源化を促進するための措置を講ずることで、廃棄物の適正な処理や再資源化を促進し —— 目的としています。

北海道内の自治体においても、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律、いわゆる小型家電リサイクル法が平成25年4月に施行され、この法律に基づいて、小型家電を回収し、再資源化の取組を実施しているものと承知しています。

対象品目は、家電リサイクル法の対象となる、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン等を除く28 類型の小型家電が対象です。ところが、この小型家電リサイクル事業の継続に暗雲が立ち込めています。

道内の自治体では、回収した小型家電を国が認定した再資源化事業者が有償で買い取っていま

したが、令和3年度頃から逆有償となり、自治体が認定事業者に処理費用を払って引き渡している状況であります。

再資源化のために、小型家電を認定事業者に引き渡せば引き渡すほど、自治体の費用が増える 状況で、既に、この逆有償のために再資源化事業を終了した自治体もある中、リサイクル事業の 予算が上回り、予算の見通しができず、継続を検討している、また、道内の自治体の多くが小型 家電リサイクル事業の継続が困難という方向性を思案し、継続しない判断をした自治体が増える と、小型家電リサイクル法の趣旨に反することになる懸念を抱え、財政と継続判断の瀬戸際の状態であります。

もし、小型家電の資源化をやめた場合の影響についてでありますが、私の地元・旭川市の場合は、法の趣旨に反する、小型家電リサイクル法では、地方公共団体の責務として、小型家電の分別収集に必要な措置を講じ、再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めることとされており、法施行時から実施してきた本事業の中止は、法の趣旨に反することとなります。

また、今年施行されたばかりのプラ新法については、プラスチックの再資源化の推進がうたわれていますが、小型家電に多く含まれるプラスチック類を埋め立てることは、その趣旨にも反することとなります。

ごみ処理基本計画の方向性に反する、旭川市ごみ処理基本計画では、ごみの減量化、資源化を 推進していくこととなり、埋立処分量の削減とリサイクル率の向上を目標値の一つとして設定し ていますが、本事業の中止により埋立量が増加し、リサイクル率が低下することになり、市が自 ら定めた目標に反することとなります。

ゼロカーボンシティ宣言に反する、ごみの分別による資源化の推進など、循環型社会の形成に 向けた取組は、昨年、旭川市が宣言したゼロカーボンシティ宣言の趣旨に合致するものでありま すが、本事業の中止は、その方向性に反することとなります。

市民への説明が困難、小型家電をはじめ、旭川市が市民に分別の拡大を周知する際には、上記の点を含め、循環型社会の形成とそれに向けた取組の重要性を説明してきたので、これを取りやめることを経済的な理由だけで説明し切れないと考えています。

また、ごみの有料化を導入する際にも、分別をしっかりすることによって、有料対象の可燃・ 不燃ごみを減らせることや、今後も分別によって資源物の回収を増加させていくことを説明して きましたが、これと矛盾することとなりますという定義を持っています。

北海道第2の都市・旭川市ですら喫緊の課題であります。

復唱しますが、もう既に、一部の市町村では引渡しを諦め、埋立処分をしている市町村に考え を戻してほしいとも願います。

この法律は、限りある資源の有効活用の原点と考えます。

そこで、道内における小型家電のリサイクル状況と、現状を踏まえた今後の対応と考えを知事 にお伺いします。

次に、消費者相談についてお聞きいたします。

私たちの生活には、毎日、消費という日常をしている中、思いもしない出来事に遭遇すること はないでしょうか。

通信販売で、定期購入に関する相談が全国で多く寄せられているそうです。

テレビショッピングを見て、紹介された商品を購入するため、販売業者に電話したところ、当該商品と一緒に別の商品を勧められた、別の商品は断り、当該商品だけを購入するはずだったのに、後日、当該商品と一緒に断ったはずの別の商品も届き、定期購入だったとか、新聞広告で商品が割引価格で販売されているのを見て販売業者に電話したところ、複数月試さないと効果が出ない、おまとめコースのほうが価格が安くなると説明されて、複数月分まとめて1回限りで届くものだと思って注文したところ、複数月分の商品が定期的に届く定期購入だったりとか、高齢者の方々には複雑な説明で、思い込み的な購入の事案です。

20代の相談件数は多く、その契約金額も高額です。未成年にはあまり見られなかったエステティックサービス、医療サービスなどの美容に関する相談や、内職、副業、オンラインカジノなど、ファンド型投資商品、暗号資産への投資等のもうけ話に関するトラブルが多く、こうしたトラブルに、成年になったばかりの18歳、19歳も巻き込まれる事態になっています。

インターネット、スマホからの海外のネット販売は手軽になり、注文して忘れた頃に届いたり、商品が全く違うケースや粗悪なものも、返品や商品交換に複雑なやり取りを諦める場合もあり、私自身も、商品と実物が違い、複雑な手続に泣き寝入りした過去もあります。

また、現在では、スマートフォンや光回線などの通信サービスに関するトラブルや、架空請求、不当請求のトラブルや、オンラインゲームに関するトラブルなど、あらゆる相談があるということです。

そこも踏まえ、代表格質問でもお聞きしましたが、消費者協会等の相談体制の充実強化については、道は、これまで、市町村が行う相談窓口整備に支援を行い、道内の年間相談件数の7割を市町村窓口が担っていることを承知しました。

復唱になりますが、成人年齢が18歳になり半年、若者をターゲットとした悪質商法に関する相談も増え、懸念をされています。

また、コロナ禍において、ネット販売、テレビショッピング、電話での勧誘など、世代を問わず、商品や販売契約に関する問題は後を絶ちません。

さらに、物価高騰で毎日の生活に不安を持つ方々ばかりの今、道においては、地域の相談体制の充実強化に向けた取組、道民の消費生活の安全、安心の確保に努めるとの答弁もいただきました

道内の年間相談件数の7割を担っている市町村等の相談体制の充実強化における喫緊の課題は、人材確保や研修費など運営に関わる費用であり、国による財政支援が行われてきました。

しかし、地方消費者行政推進事業については、活用期間を長く求める声が自治体から聞こえている現状で、2027年度までにはこの財政措置が終了してしまいます。

既に終了している自治体があるが、国が定める活用期間でこの事業の目的は達成できたのか、

また、相談窓口は、あらゆる経験、バーチャルな通貨や国際的なスキルも求められる中、今後 も、消費者問題解決力の高い地域社会づくりを推進するためには、優れた人材の確保が必要であ るが、喫緊の課題にどう取り組むのか、知事の所見をお伺いします。

最後の質問になります。

出産と子育てについてお伺いいたします。

今、少子・高齢化が物すごいスピードで進んでいる中、国が出生率を上げるための準備をして いることは承知しています。

国は、0歳から2歳の子どもへの支援を充実させる必要があるとして、妊娠中から切れ目のない伴走型相談支援事業とセットで、子育て支援策の充実を図る指針が閣議決定されたのは先月のこと。

この伴走型支援は、深刻化する社会的孤立に対応するため、つながり続けることを目標とする 支援であります。それは、孤立しない社会の創造を目指す社会活動だと言えます。

社会的孤立は、自分自身からの疎外、生きる意欲や働く意欲の低下、社会的サポート等とつながらない等、リスクを生みます。孤立の対処を遅らせることで問題が深刻化し、意欲が一層低下します。そのことで社会保障費の増大も招きます。

今や、社会的孤立のリスクは、個人の問題では済まない社会問題となっています。つながりは、命や存在という普遍的価値を土台としています。よって、伴走型支援は、生きることに価値を見いだします。命がひとしく貴いように、つながりは対等でなくてはなりません。

私は、全ての社会生活において、伴走型、社会孤立をしない仕組みが必要と考えます。

誰も取り残さない社会の構築をしなければ、出生率は伸びませんし、自己責任が多い現在の社会情勢では、自分を守るのに必死な現代社会と言えます。さらに、女性活躍社会を掲げ、出産、育児、仕事をこなす女性のライフバランスは不安定そのもので、子育て罰という言葉もあります。

日本は、子どもを持つ世帯に冷たく厳しい社会なのです。社会が子どもと親に罰を科していると言うべき現状です。

子どもと、子育でする親たちに優しい日本になるためには、まず、今の日本の悪いところに向き合って、よくしていく必要があるという願いですが、子どもを産み育てるほどに生活が苦しくなっていく、子育でをしながら頑張って働いている、支援が薄い中高所得層も追い詰められている状況です。

女性が活躍すればするほど、時間がなく、産み育てできない、また、産まなきゃならない見えない重圧や、社会的スキルと、経済と、女性には生きにくいとしか言えません。

本日の毎日新聞にもありましたが、予期せぬ妊娠で悩んでいる方々も多い現実です。

先月、少子・高齢社会対策特別委員会で、熊本県熊本市にある慈恵病院へ視察に行き、院長の 話の中で、内密出産を必要とする現状に追い込まれる女性には、ある共通点があったとお聞きし ました。 中絶できない時期までも妊娠を続ける方がいる、そういった方々の背景には、虐待を含めて家族関係が悪かったり、発達障がいや知的障がい、精神疾患など、色濃く関係をしています、相談者の8割、9割はどれかが当てはまるという衝撃な説明を聞きました。

内密出産の質問を委員会でさせていただき、その要因の一つ、愛着障がいとは、幼児期における重篤な養育放棄や虐待等を受けた結果、過度な警戒や、仲間との対人相互反応の欠如、相手に対する攻撃など、対人関係における持続的な異常によって特徴づけられる障がいとして定義されています。

こうした女性たちが一定数いる中、様々なリスクを支えるためには、乳幼児期からの愛情が必要と考えます。

被虐待経験を持つ方の心理状況は、人への基本的信頼感、安心感が欠如すること、乳幼児期の 心理的発達課題を多く引きずっていること、克服できない心的外傷体験を持っていること、そし て、それを癒やす場が家庭にないことが掲げられ、愛着障がいにつながります。

知事は、様々な命につながる愛着障がいを抱える妊産婦への支援について、どのような考えを 持っているのか、お伺いします。

再質問を留保し、質問を終わります。(拍手) (発言する者あり)

- 〇議長小畑保則君 知事鈴木直道君。
- ○知事鈴木直道君(登壇)宮崎議員の質問にお答えいたします。

最初に、地域の相談体制についてでありますが、道では、消費者の方々の安全、安心を確保するため、国の交付金を活用し、市町村が行う相談体制の整備に対し支援を行ってきたところであり、現在では、道内全ての市町村において、住民の方々からの相談に対応できる体制が整備されております。

国においては、市町村の相談体制の整備に対する財政支援を最長で令和9年度までとしておりますが、本道においては、相談窓口の機能強化や担い手の確保に課題があることや、社会情勢の変化により新たに生じる消費者問題への対応が求められることなどから、安定した体制の維持確保が必要と考えております。

今後とも、全国知事会などを通じ、国に財政支援の継続について働きかけを強めつつ、市町村 へのきめ細かな支援に努めるとともに、地域の相談体制を担う人材の確保育成に向けて取り組ん でまいります。

次に、愛着障がいを持つ妊婦の方などへの支援についてでありますが、いわゆる愛着障がいは、乳幼児期の養育放棄等により、対人関係において持続的な異常が生じる障がいとされており、虐待を受けた経験のある妊婦の方などには、愛着形成をはじめ、母子関係の構築に問題が生じやすいことを認識した上で、必要な支援を実施することが重要と認識しております。

各市町村では、精神疾患の既往歴や経済状況等から、出生後の育児に影響があるものと判断した妊婦の方には、児童相談所と連携し、早い段階からの見守りを実施しているほか、出産後においても児童の状況を継続的に把握しているところであります。

愛着障がいについては、虐待予防のために必要な知識であり、国が実施している母子保健研修の中で取り扱われていることから、道としては、各市町村に対し、研修の積極的な受講を促すほか、児童相談所を通じて、児童の状況把握や支援の際に必要な技術的助言を行うなど、関係機関と連携し、様々な事情や背景を抱える妊婦などの方々に親身に寄り添った相談支援が行われるよう取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。 以上でございます。

- ○議長小畑保則君 環境生活部長森隆司君。
- **○環境生活部長森隆司君**(登壇)小型家電のリサイクルについてでございますが、使用済みの小型家電に含まれるアルミやレアメタルなどの再利用に向けまして、平成25年に小型家電リサイクル法が施行され、令和2年度では、道内の約9割に当たる156の市町村において、国が認定する再資源化事業者などを通じてリサイクルが行われております。

開始当初、その多くは認定事業者に有償で売却されておりましたが、近年では、プラスチックの処理料金の値上げや金属市況の変化、リチウムイオン電池による発火事故対策に係るコストの増加などにより、引渡しに当たって処理費の支払いが必要な事例が全国的にも増加しているものと承知しております。

このため、道といたしましては、市町村の負担の軽減を図るため、全国の自治体と連携をしま して、国に対し、新たな補助制度の創設について要望しているところであり、今後とも、小型家 電の円滑なリサイクルに向けた取組を進めてまいります。

- 〇議長小畑保則君 宮崎アカネ君。
- **〇21番宮崎アカネ君**(登壇・拍手) (発言する者あり) それでは、再質問させていただきます。 小型家電リサイクルですが、今答弁にもありました、引渡しに当たって処理費用の支払いが必要な事例が全国にも増加しているという実態把握をしていることには安堵しましたが、北海道の実態をしっかりと知事には重視していただきたい。

既に、一部の市町村が埋立処分と変更に転じ、再資源化を促進できない状況は、北海道だけの 問題ではなく、日本全体の問題でもあると考えます。

廃棄物の適正な処理や資源の有効活用は、事業者や市町村と連携し、円滑な仕組みを図ると道は10年前に言っていて、図っていません。

市町村が、罰則がないからと、事業が終了することがないよう、国へ要望を早急にお願いし、 先を見越した措置と要望をしていかなければならないと指摘します。

次に、消費者相談についてであります。

知事からは、相談窓口の機能や担い手確保に課題と認識をしていただき、また、新たに生じる 消費者問題への対応が求められ、安定した体制の維持確保を重視してくれたと受け止めました。

年末の忙しい時期に差しかかり、もうけ話や複雑な契約、多岐にわたる進化する手口など、理解できそうで理解できなかった複雑な問題に、地域の窓口体制は重要な場所だと考えておりま

す。

不安に寄り添い、問題解決に向かうためには、あらゆる知識と実例検証など、相談の本質を探ることからです。

窓口体制を強化することは、広域な北海道だからこそ、市町村の力が必要です。財政支援の継続とスキル向上に向けた人材研修の構築も併せて国に求めるよう指摘いたします。

次に、出産と子育てについてであります。

愛着障がいについては、虐待防止に必要な知識と知りながら、現状は淡々としています。

先ほど申し上げました被虐待経験を持つ方々の心理状況は、人への基本的信頼感、安心感が欠如すること、例えば、毎日の生活環境が忙しく、乳幼児期からほっとする場所がない、乳幼児期の心理的発達課題を多く引きずっていること、克服できない心的外傷体験を持っていること、泣いても満たされる対応がされない、義務的な日常に心を閉ざす、そして、それを癒やす場が家庭にない毎日が続くのです。

慈恵病院の院長の話の中に、衝撃がもう一つありました。愛着障がいは、乳幼児期の愛着形成のときから始まっていて、母子関係ではなくても愛着障がいが発生すると。

現在、国の基準の保育園では、0歳児3人に対して保育士は1人、だっこできない子どもが必ずいるのです。 泣いても泣いてもだっこしてくれない状況が分かると、泣かない子どもになるとおっしゃっていました。 泣かないいい子が愛着障がいの子どもになってしまう可能性を含んでいるのです。

女児だけの問題ではありません。男児の愛着障がいもまた、対人関係や命の大切さ、優しさ、 全てに循環することです。

愛着障がいは、つくり出される障がいで、防止できることですので、伴走型の北海道になるよう願い、質問を終わらせていただきます。(拍手)(発言する者あり)

○議長小畑保則君 宮崎アカネ君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時25分休憩 **一** 午前11時25分休憩 午後 1 時 2 分開議

〇副議長市橋修治君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

浅野貴博君。

O15番浅野貴博君(登壇・拍手) (発言する者あり) 自民党・道民会議の浅野貴博です。

通告に従いまして、以下、知事並びに教育長に質問してまいります。

初めに、新たなコロナ対策に関する道民への周知について伺います。

本年9月末より、道内の各保健所では、新型コロナウイルス感染症に陽性となった方々に関し、高齢者、妊婦、基礎疾患のある方、入院を必要とする方の4類型の方々のみを把握し、それ

以外の方々に関しては、陽性者登録センターへの登録を通じて、道本庁が把握するという体制が 取られています。

一方で、報道では、以前と変わらず、全体の新規感染者が伝えられるスタイルが取られていることからしても、何が変わったのかが明確でなく、陽性となっても4類型に該当しない場合は基本的に自宅療養となることなどが、道民に十分にまだ伝わっていない現状があるものと感じています。

飲食店への時短要請や酒類提供停止の要請等の行動制限が求められることがない中で、コロナとともに共生する社会づくりを一層進めるには、医療資源が適切に利用され、リスクの高い方々の命が守られるよう、現在のコロナ対策の基礎的な在り方の周知に道はより一層努めるとともに、ワクチン接種の推奨や基礎的な感染防止策の徹底等を改めて道民に求めていく必要があります。

この点に対する道の認識並びに今後の取組について伺います。

次に、持続可能な本道交通網の整備について伺います。

8月30日に開催されたJR留萌線の在り方を議論する第9回沿線自治体会議において、留萌線を留萌-石狩沼田間と石狩沼田-深川間の二つに分けて段階的に廃止する案を沿線自治体は受け入れ、留萌線の廃線が正式に決まりました。

現在、留萌市では、市民の考えを聞きながら、廃線後のまちづくりの構想を練っているところでありますが、最大の懸案は、代替交通となるバス路線の維持であり、JRの廃線を受け入れた自治体に関連する路線への重点的な支援が必要であることは論をまちません。

道として、JR廃線を受け入れた地域におけるバス路線の維持確保に向けて、どのように取り 組むのか、伺います。

次に、世界を見据えた本道の在り方に関し、北海道グローバル戦略について伺います。

本道が国際社会の中で今後どのように生きていくかを決める重要な指針となる北海道グローバル戦略について、我が会派の代表格質問に対し、今年度中に見直す旨の答弁を道はしています。

見直しに際し、短期的には成果が見づらくとも、今後、人口増が推計されている地域との連携など、中長期の観点に立ち、新たな本道の国際戦略を練ることも重要と考えます。

例えば、アフリカ地域に関して言えば、多くの国々が独立を果たした1960年代には人口が 4 億人余りだったものが、現在は、世界人口約70億人のうち、11億人を占めるに至り、世界人口が約97億人になると言われる2050年に同地域の人口は24億人となり、世界の 4 人に 1 人はアフリカ地域の方々となることが推計されています。

アフリカ中部のウガンダを例に取ると、同国の人口は、現在、4400万人ほどですが、2050年には1億人と、日本の人口と並ぶことが予測されています。

現時点で、道は、グローバル戦略におけるアフリカ地域の位置づけについて、どのように認識 しているのか、まず伺います。

本年8月にチュニジアで開催されたTICAD8では、TICAD8チュニス宣言が採択され

ました。

岸田文雄総理は、人への投資、成長の質を重視し、今後3年間で官民総額300億ドル規模の資金を投入するなど、アフリカ地域への投資促進を図ることを表明されています。

本道にとって地理的に近く、既に様々な分野での交流が進んでいる東アジアや東南アジア諸国を今後も重点地域として捉えるのは当然でありますが、政府の方針や人口動態等、将来性を踏まえ、中長期を見据えて、道としても、アフリカ地域とのネットワーク構築を検討することも意義があると考えます。

道の認識並びに今後の取組について伺います。

次に、外国人技能実習制度について伺います。

1993年から開始されたこの制度は様々な課題が指摘されており、同制度に関し、本年11月22日、政府は、有識者会議を設置し、特定技能制度との統合などを含めた制度改革の議論をスタートしています。

出入国在留管理庁の統計によりますと、全国で、2020年には7167名、本道でも192名の失踪者が出ているとのことであります。

実習生が失踪した受入れ先からは、就労時間や給料、休日等の就労条件を遵守し、家族のように接していたのにもかかわらず、実習生がある日忽然といなくなり、現場の担い手確保に大変な 苦労を強いられたとのお話を伺いました。

実習生に苛酷な労働を強いる質の悪い受入れ先があることは事実でありますが、それはあくまでごく一部のことであり、受入れ先全てに問題があるとみなされるのは公平ではないと考えます。

実習生が失踪する背景には、実習生を甘言によって誘い出す悪徳ブローカーの存在等も指摘されています。

実習生の失踪原因について道はどう把握しているのか、伺うとともに、真面目にルールを守っている受入れ先企業等が困難に直面している現状に対して、どのような認識を有しているのか、 伺います。

技能実習制度については、制度設計と受入れ側の実情が乖離しているとの声も多く、制度の在 り方そのものを抜本的に見直す時期に来ていると考えます。

その見直しに際しては、実習生の権利が守られることは当然でありますが、ルールを守っている真面目な受入れ側にとってもよりよいものとなるよう、議論する必要があります。

道として、同制度の見直しに関し、今後どのように関与をしていく考えでいるのか、伺います。

次に、本道農業の振興に関し、まず、農業生産基盤の維持について伺います。

本年11月30日付の北海道新聞が報じているように、酪農生産者は、生産抑制、子牛価格の暴落、飼料等のコスト増の三重苦に見舞われています。特に、コスト増については、良質な生乳をつくる上で欠かせない牧草を生産するために行う草地更新の事業費も高騰するなど、あらゆる面

で上昇しています。

この傾向は当面続くと見られ、先行きの見えない中、早めに離農しようと考える生産者が今後 さらに増えることが懸念されます。

道は、これまで、食料安全保障推進チームを庁内に発足させ、酪農業については、飼料の高騰対策等の支援を行い、さらには、輸入チーズを国産へ置き換えるなどの中長期の視点に立ち、食料安全保障政策を進める考えでいると承知します。

しかし、今は、生産者の離農を防ぎ、農業生産基盤を維持することが喫緊の課題であります。 政府は、第2次補正予算の中で、生乳需給改善対策を打ち出し、早期に経産牛をリタイアさせ る生産者や、乳製品の長期計画的な販売に取り組む乳業者に対する補助を行うとしています。

道は、既に講じた支援策に加え、今後、具体的にどのような生産者への支援を実施し、当面の危機を回避し、農業生産基盤を維持する考えでいるのか、伺います。

次に、今後の和牛振興について伺います。

10月に第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会が開催されました。次期開催地は本道です。次期大会を見据え、意欲を燃やしている和牛生産者は多いと考えます。

一方で、今大会では、開催地の鹿児島県との現時点での差を感じた関係者も多いと思われます。

和牛生産者の技術向上をどう図り、経営をいかに支えていくのか、また、ゼロカーボン北海道の達成を見据えた新たな畜産の在り方をどう構築していくのかなど、畜産業を取り巻く課題は山積しています。

道は、今回の大会を受け、現時点での本道の和牛の課題をどう捉え、5年後の本道での大会開催にどのように備える考えでいるのか、伺います。

次に、北海道の酒アワードについて伺います。

10月に第2回目となる大会が開催されましたが、2度の大会を経て、道産日本酒の出荷量の増加や酒米の振興、海外へのPR等、道は、道産日本酒の振興にどのような手応えを得ているのか、そして、今後どのように取り組むのか、伺います。

次に、本道漁業の振興に関し、まず、ブルーカーボンについて伺います。

釧路総合振興局において、本年9月に協議会が発足したのを皮切りに、11月15日には留萌振興局、17日には本庁において、ブルーカーボンを推進する協議会が発足しています。

私の地元の留萌市、増毛町でも、民間企業と連携した取組が始まっております。

ブルーカーボンは、長年、磯焼けと呼ばれる海洋環境の劣化に悩んでいた漁業者からも大きな 期待が寄せられております。

これらの取組が実を結ぶには、機運醸成のための勉強会にとどまらず、実際の予算措置を伴う 事業を実施することが必要ですが、道として、ブルーカーボンの事業化に向けてどのように取り 組むのか、伺います。

また、その推進は、道が既に進めているゼロカーボン北海道の実現に向けた取組とどのように

連携していくのか、伺います。

次に、ニシン資源の回復について伺います。

近年、漁獲量が順調に増えてきたニシンは、道をはじめとする関係者の資源回復の取組が功を奏し、本年は、速報値で、留萌管内では1685トン、全道で2万185トンの漁獲がなされたと言われております。

北米等からニシンを輸入し、カズノコを生産している留萌管内をはじめとする道内の水産加工会社にとっても、コロナ禍等の要因により海外からの確保が難しくなり、さらには、歴史的な円安が追い打ちをかけている今、近年の豊漁は、輸入から道産の代替が期待される好ましいものであります。

道として、来年以降のニシン資源の状況について、どのような認識を持ち、今後のさらなる回復に向けてどのように取り組むのか、伺います。

ニシンの豊漁は好ましいことですが、その一方で、水産加工に欠かせない業務用の塩の価格が 高騰していることに注意しなくてはなりません。

留萌管内のある事業者によると、業務用塩の1キログラム当たりの価格は、本年5月時点で44円となり、前年同月比で約19%も値上がりし、来年1月には56円ほどと、さらに27%ほど上昇することが見込まれているとのことであります。

一般的な水産加工会社でも、毎月数十トンの塩を必要とすることから、本年5月時点でも、塩 代だけで前年同月比で月に百数十万円のコスト増となっており、数人分の人件費に相当するもの と見られております。

これは、業務用塩を精製する段階で必要とされる石炭の価格が上昇していることが主な要因と 見られておりますが、塩の再値上げは、電気料金の高騰に加え、水産加工会社の経営にさらなる 追い打ちをかけるものとなります。

水産加工業は、多くの人手を必要とすることから、地域において大きな雇用の受皿となっており、コロナ禍においても、雇用調整助成金を活用し、雇用の維持に努めてきた企業が多くあります。

この状況が続けば、地域の雇用が不安にさらされ、日本の伝統食品であるカズノコが供給されなくなるなど、日本の食文化が危機にさらされることが懸念されます。

道として、水産加工業を取り巻く状況をどのように認識し、今後どのような支援を行っていく 考えでいるのか、伺います。

次に、地域の実情に即した森林整備の在り方について伺います。

森林整備は、ゼロカーボン北海道の実現のための柱であります。

本道は、日本全国の森林面積の約22%を占める我が国最大の森林地域ですが、地域によって森 林整備の実情も異なっており、地域実情に即したきめ細やかな支援が必要です。

森林整備を進めるには、林業従事者が適正な利益を得られ、担い手の確保を可能とすることが 必須であり、季節や地域による森林整備事情の違いに考慮した補助制度が必要です。 例えば、造林や下刈り、間伐等の整備事業は、森林環境保全直接支援事業等の補助制度を活用 した上でなされていますが、雪が降る冬期間は除雪作業が必要となり、その分のかかり増し経費 が発生します。

私の地元の留萌管内の森林は、林道も狭く、原木等を大消費地や加工場のある地域に運搬する際の距離も長く、そもそも森林整備事業に関わる業者も少ないなど、他と比較しても条件的に不利な地域であると言えます。

このような季節や地域による違いを考慮した補助制度の在り方を望む声が私の元に寄せられていますが、これらの意見に対して、道はどのような認識を有し、今後どのような対応を考えているのか、伺います。

次に、木材販売における運搬経費の助成について伺います。

て伺います。

国が創設した令和4年度国産材転換支援緊急対策事業では、原木販売に際して、出荷先が木材加工場であることなどが条件とされています。

私の地元・留萌管内では、主に生産されるトドマツ材は、海岸に近いという地理的条件もあり、用材となる率が低く、全体の約6割がパルプ・バイオ材に仕向けられています。そのため、当事業の対象外となり、運搬経費の補助が受けられないケースが多く、道独自の運搬経費の補助を望む声が強くあります。

道として、これらの声をどう認識し、今後どのように対応する考えでいるのか、伺います。 次に、本道への企業誘致を促進する道の北海道産業振興条例に基づく立地企業への支援につい

この措置については、支援企業の業種、事業内容が限定されていることや、親会社もしくは子会社における雇用増が条件で、出向者は一部のみ制度の対象とされていることなどから、企業が活用するにはハードルが高いとの声があります。

まずは、道内企業の立地助成の過去5年間の実績並びにその効果について伺うとともに、相談 はあったものの、実際の助成には至らなかった要因について伺います。

現在、留萌市では、企業誘致の一環として、学校給食センターを民間企業に売却し、地元業者と連携し、幼稚園や保育園、高校、さらには高齢者施設への配食を行おうとするスクールランチ構想が検討されています。

しかし、それを担う民間企業の業種は、同制度の対象外とされている配達飲食サービスに分類 されることと、新たに雇用される人が出向者とされる場合も想定されることから、同制度の助成 対象外となるのではないかと懸念されています。

立地条件に恵まれているとは言えない留萌管内のような地域に投資を呼び込むには、地元市町 村の努力はもちろんですが、それに加え、道の支援が重要であります。

企業立地助成の道の要件が厳し過ぎるという声を踏まえ、その要件を弾力的に運用するなどの 見直しをし、道が積極的に支援することが重要と考えますが、道の認識と今後の取組について伺います。 次に、本道教育が抱える課題について伺います。

まずは、持続可能な学校給食の在り方についてです。

今述べたように、主に義務教育課程で実施されている学校給食を民間企業に担わせるスクール ランチ構想が、現在、留萌市で検討されています。

これは、留萌市が所有する給食センターを民間企業に売却することで、学校給食に対する自治体の財政負担を減らすとともに、共働きが当たり前になった社会における保護者の負担軽減を図り、さらには、学校給食の維持管理に活用されてきた予算で給食費の軽減を目指すなどのメリットが期待される、全国で他にまだ事例のない取組と言われております。

私は、今後、劇的な増加傾向に持っていくことは極めて難しい少子化の趨勢と、地方自治体の厳しい財政事情を見据えたとき、留萌市の構想は一つの方策として有効であると考えます。

最も懸念される地元事業者の仕事が大手にさらわれてしまうのではないかという点については、地元事業者を優先する約束を市が関わる中で交わすことなどで払拭でき、さらに、市内からこれまで要望がなされてきたように、幼稚園や高齢者施設への配食を行うこともできるなど、事業者の仕事と通年雇用を増やすことも可能となります。

他にも、アレルギーを持つ児童生徒への対応や、食育をより充実させられることなど、何より も、子どもたちにとってもメリットの大きいものになると考えます。

道教委として、留萌市のスクールランチ構想についてどのように認識しているのか、伺うとと もに、市がこの構想を進めることにどのように関与する考えでいるのか、伺います。

最後に、既に廃校となっている旧道立高校の校舎等の利活用について伺います。

平成30年に廃校となった旧留萌高校の利活用について、道教委留萌教育局が行っている幅広く 地域のアイデアを募る取組が功を奏し、来春以降、地元企業の協力の下、地元の少年少女野球団 体がグラウンドを利用する案が進められています。

旧留萌高校のほかにも、現在、道教委が利活用を模索している教育関連施設が道内各地にありますが、それらはどのような状況にあり、今後、道教委はどのようにその利活用を進めていく考えでいるのか、伺います。

令和5年3月をもって、道立南幌高校が閉校となることが決まっています。

南幌町としては、来年度以降、2学級の増加が決まっている南幌養護学校の高等部の機能を現在の南幌高校に移すこと、それがかなわないにせよ、すぐにでも民間企業が利活用できるよう、 最低限のメンテナンスをしっかり施すことを道教委に要望していると伺っています。

旧留萌高校が、閉校後、僅か4年で大規模修繕工事が必要となったことを反省材料とするならば、南幌町の要望は、道民の税金で建てられた財産を有効活用し、道民に還元していく観点からも非常に重要なものであり、道教委としても真摯に応えるべきと考えます。

道として、南幌高校のように既に廃校が決まった道立高校の校舎をはじめとする教育施設の有 効活用に向けて、今後どのように取り組む考えでいるのか、伺います。

以上で私の質問を終わります。(拍手)(発言する者あり)

- 〇副議長市橋修治君 知事鈴木直道君。
- ○知事鈴木直道君(登壇)浅野議員の質問にお答えいたします。

最初に、新型コロナウイルス感染症対策に関し、道民の皆様との認識の共有についてでありますが、道では、本年9月の全数届出の見直しに併せ、限りある医療資源の中でも、重症化リスクのある方に適切な医療を提供することが重要であるとの認識の下、自宅療養される方々の健康フォローアップ機能を整備するとともに、必要な支援の流れをチラシやホームページなどにより分かりやすく周知するなどして、安心して療養できる体制づくりを進めてきたところであります。

こうした中、先月には、新規感染者数が感染拡大の局面を迎えたことから、即応病床フェーズを最大の3に引き上げるとともに、施設の集団感染対策の強化に加え、改めて、道民の皆様に、基本的な感染対策の徹底や、ふだんと異なる症状がある場合には、外出、登校などを控えること、オミクロン株対応ワクチンの速やかな接種の検討、さらには、食料品や解熱剤、検査キットの準備等、セルフケアの実践とともに、自己検査を行った方の陽性者登録センターの活用などについて呼びかけを強めてきているところであります。

今後とも、多様な媒体を活用し、こうした取組の分かりやすい周知に努め、全道のどこの地域でも治療を必要とする方々が適切に医療を受けることができるよう、保健・医療提供体制の充実強化に向け、力を尽くしてまいります。

次に、地域交通の確保についてでありますが、JR留萌線については、これまで、沿線自治体や関係者の皆様が様々な観点から幾度となく真摯に議論を積み重ねてこられた結果、廃線に合意されたものと承知をしており、道としても、その判断は大変重いものであると深く受け止めているところであります。

こうした地域の御判断を尊重した上で、現在、留萌線沿線地域では、廃線後における地域交通の確保方策として、利用者目線に立った早朝の通学通勤と夜間の時間帯におけるデマンドタクシーの導入や、高規格道路を活用した速達便バスの新設などといった地域の実情に応じた交通体系が構築できるよう、沿線自治体、JR北海道、関係交通事業者等による協議の場に道も参画しながら、様々な観点から検討を進めているところであります。

道としては、新たな交通体系の構築はもとより、持続可能な地域交通を確保していくためには、地域の皆様に一層寄り添いながら、丁寧に検討を進めていくことが重要と考えており、今後も、引き続き、市町村や交通事業者など、地域の皆様と連携し、沿線地域の実情や社会情勢の変化に応じた地域交通の最適化を図る観点から、通学、通院などの利便性に最大限配慮しつつ、持続的な地域交通の確保に向けて取り組んでまいります。

次に、外国人技能実習制度の現状などについてでありますが、国が管理監督体制の強化や実習生の保護等を図る中、依然として実習生の失踪などが生じており、国は、その原因について、主に、賃金の不払いなど、実習実施側の不適切な取扱いのほか、実習生側の経済的な事情などを挙げており、ルールを遵守している受入れ企業においては、効果的な実習の実施に支障となっているものと認識をしております。

こうした中、本年11月に設置された実習制度に関する国の有識者会議には、都道府県では、唯一、私が構成員として参画することから、制度を利用する皆様の声をお聞きしながら、企業と実習生の双方にとってよりよい就労環境の整備につながる制度となるよう、道内外の実情を踏まえた提案を積極的に発信してまいります。

次に、本道農業の振興に関し、まず、農業生産基盤の維持に向けた生産者への支援についてでありますが、ウクライナ情勢や円安の影響などにより、食料安全保障の重要性が改めて浮き彫りになる中、海外に依存する農作物や、肥料、飼料といった生産資材の国産化を推進し、安定的な生産と供給体制を構築していくことが重要であり、道では、国に対し、農産物の増産や輸入代替への支援、輸出の促進などによる生産構造の転換について提案をしております。

また、厳しい生産環境にある酪農経営に対しては、道産飼料の生産拡大に必要な機械導入への 支援や、配合飼料価格安定制度の生産者負担金の全額支援、生乳の需給安定を図るための道産チ ーズの需要拡大などの取組を実施してきたところであり、今後とも、生産者の皆様が意欲を持っ て営農に取り組めるよう、強い危機感を持って、さらなる支援に努めてまいります。

次に、和牛の振興についてでありますが、本年10月に開催された全国和牛能力共進会鹿児島大会には、私も訪問したところでありますが、道内から22頭が出場し、二つの部門で銅メダルである優等賞3席を獲得するなど、好成績を収めた一方、鹿児島や宮崎など先進県に比べると、牛の体型や肉質などでまだ及ばないと実感をしたところでございます。

このため、道としては、5年後の北海道大会に向けて、ゼロカーボン北海道の実現にも配慮しながら、遺伝的能力を評価するゲノミック技術を活用した和牛改良を加速化するとともに、本年7月に設立した実行委員会を主体としたオール北海道での執行体制の整備や会場の選定などの準備を進め、北海道大会の成功を通じて、北海道和牛のブランドカの向上と、我が国を代表する和牛産地となることを目指してまいります。

次に、本道水産業の振興に関し、ブルーカーボンについてでありますが、四方を海に囲まれた 本道において、藻場の育成と吸収源対策の両立を図るブルーカーボンの取組は重要であり、これ まで、道では、国の事業を活用し、漁業者グループが行う藻場、干潟の保全活動を支援してきた ほか、釧路・留萌管内において協議会を立ち上げ、地域と企業等が連携した藻場づくりの促進に 努めているところであります。

道としては、本年11月に設立したブルーカーボン推進協議会において、最新事例の紹介や、本 道における可能性などについて、有識者の方々から御意見をいただいたところであり、引き続 き、地域特性を踏まえた取組の活性化策などについて、協議会の御助言をいただきながら、本道 の優位性を生かした具体的な取組を検討し、関係部局や地域の協議会と情報共有を図るととも に、幅広い情報発信に努めるなど連携を強め、ゼロカーボン北海道の実現に向け取り組んでまい ります。

最後に、森林整備の促進についてでありますが、道では、公共事業を活用した森林整備の実施 に当たり、国の通知に基づき、道内各地で作業工程などを調査の上、作業現場の傾斜や下草の種 類、林業機械の利用状況などに応じて、事業費の算定に必要な標準単価を設定しているところであり、今後とも、地域の皆様の声を伺いながら、適切な単価を設定してまいります。

また、急傾斜地や市場から遠い森林など、条件が悪く、既存の事業では整備が進まない森林が存在することや、公共事業の対象外である林道等の除雪への支援を求める声も伺っており、こうした森林の整備や除雪については、市町村が森林環境譲与税を活用して実施可能なことから、道としては、市町村に対し、道内外の取組事例を情報提供するほか、振興局職員によるきめ細かなサポートを行うなど、地域の実情に応じて森林整備を促進してまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。 以上でございます。

- 〇副議長市橋修治君 総合政策部長濱坂真一君。
- ○総合政策部長濱坂真一君(登壇)北海道グローバル戦略に関し、アフリカとの交流についてでございますが、道では、北海道グローバル戦略において、アフリカに対して、技術協力や国際貢献の取組を推進することとしており、JICAが実施する事業により、道内では、過去5年間に、オンラインを含め、アフリカから800名を超える研修員を受け入れたほか、道内出身者が海外協力隊としてルワンダやカメルーンといった国々に派遣されるなど、JICAと連携して国際協力に取り組んできたところでございます。

今後の人口増加が見込まれるアフリカをはじめ、将来の発展が期待される世界各地域との交流は重要でありますことから、道といたしましては、引き続き、HIECCなどとともに、アフリカ諸国を含む開発途上国からの研修員の受入れ等に協力するほか、本年2月にJICAとの間で締結した包括連携協定を活用しながら、本道から派遣される海外協力隊員による北海道のPRや、母国へ帰国した研修員に対する情報提供などを通じて、アフリカにおける北海道の認知度向上や人的ネットワークの強化に取り組んでまいります。

- 〇副議長市橋修治君 農政部長宮田大君。
- ○農政部長宮田大君(登壇)本道農業の振興に関し、道産日本酒の振興についてでありますが、 全国的に酒蔵が減少する中、本道は、全国で唯一、酒蔵が増加するなど、道産日本酒を取り巻く 環境は活発化しており、道では、道産日本酒の需要を喚起し、こうした動きを一層加速させるた め、昨年から日本酒アワードを開催しているところです。

昨年度の開催以降、受賞した蔵での取引数量が拡大し、今年産の酒米作付面積が増加したほか、出品したお酒の中国での展示会への出展や、道の海外事務所からの情報発信など、販路拡大に努めてきた結果、出荷量もコロナ禍前の水準に回復しつつあり、道産日本酒の需要拡大に大きな効果を発揮していると考えております。

道といたしましては、今後、酒米生産者や酒蔵、流通関係者などで構成する北海道日本酒懇談会において、このアワードを活用したさらなる需要喚起に向けた検討を重ねるとともに、新たな酒米の品種開発や生産技術の向上などに取り組み、道産の日本酒と酒米の一層の振興を図ってまいります。

以上でございます。

〇副議長市橋修治君 水産林務部長山口修司君。

○水産林務部長山口修司君(登壇)初めに、本道水産業の振興に関し、ニシン資源の増大についてでありますが、春告げ魚とも呼ばれるニシンは、日本海地域をはじめとする本道の重要な水産資源であり、道では、ニシン資源の増大を図るため、北海道栽培漁業振興公社などと連携し、平成8年度から種苗の大量放流を開始するとともに、漁業者の皆様による自主的な資源管理の取組を促進してきたところでございます。

こうした取組もあり、本年の日本海地域では約6000トン、17億円と、種苗放流開始以降、最高 の水揚げを記録するなど、近年のニシン資源量は全道的に増加傾向にあると認識しております。

道といたしましては、引き続き、漁業関係団体と連携した種苗放流に努めるとともに、道総研水産試験場が行う資源評価等を踏まえた適切な資源管理や付加価値向上の取組を一層促進し、ニシン資源の増大と漁業経営の安定化を図ってまいります。

次に、森林整備に関し、原木の運搬についてでありますが、本道では、トドマツなどの人工林が利用期を迎え、今後、伐採量の増加が見込まれる中、製材工場が近隣になく、原木の運搬が長距離となる地域におきましても、森林の整備や木材の生産活動を持続的に行っていくためには、原木運搬の効率化を進め、低コスト化を図ることが必要と考えております。

このため、道といたしましては、国の事業を活用し、幹線となる林道や、木材を搬出するトラックが走行できる林業専用道といった路網の整備のほか、クレーンつきトラックなどの導入に支援するとともに、地域に原木の一時保管場所を設置し、一定量を集積した上で、大型トレーラーで効率的に運搬する事例を普及するなど、原木運搬の効率化を進め、林業・木材産業の振興につなげてまいります。

以上でございます。

〇副議長市橋修治君 経済部食産業振興監遠藤俊充君。

〇経済部食産業振興監遠藤俊充君(登壇)水産加工業の振興についてでありますが、本道の水産加工業は、道内食品工業出荷額の約3割を占め、地域の経済、雇用を支える重要な産業でありますが、長引くコロナ禍や、原材料価格、特に水産加工業に欠かせない業務用塩をはじめとした生産コストの高騰により、厳しい経営環境にあるものと認識しております。

このため、道では、今後とも、資源管理などによる原材料の安定供給に加え、省エネ設備の導入支援に取り組むとともに、新商品開発や生産性向上など、企業の実情や課題に応じた専門家派遣、資金供給の円滑化といった事業継続のための足元対策、さらには、どさんこプラザを活用したマーケティング支援や商品の磨き上げ、商談会の開催による販路拡大など、水産加工業をはじめとした道内食関連事業者の方々の経営安定と体質強化に向け、幅広く取り組んでまいります。以上でございます。

〇副議長市橋修治君 経済部長中島俊明君。

○経済部長中島俊明君(登壇)企業立地補助金についてでありますが、道では、北海道産業振興

条例に基づき、経済波及効果や雇用創出効果が大きく、高い成長が期待される自動車関連や食関連の製造業といった業種を対象とし、一定の設備投資と雇用を行う事業者に対して補助を行っているところでございまして、過去5年間では、全体で89件の補助を行い、投資額が約1314億円、雇用増が約1590名、そのうち、道内企業分は42件の補助、投資額が約641億円、雇用増が約560名となっております。

また、相談はございましたが、補助に至らなかったものにつきましては、投資額や雇用人数が 要件に満たなかったことや、企業の投資計画が途中で変更されたことなどが要因となっていると ころでございます。

産業振興条例につきましては、社会経済情勢の変化等を踏まえ、北海道商工業振興審議会での 御議論、市町村や経済団体、企業等の御意見を踏まえながら、定期的に施行状況の点検を行い、 今年度も、脱炭素化やデジタル化、人材確保といった観点から制度の拡充を図ったところでござ いまして、引き続き、企業のニーズを踏まえながら、地域への立地の促進に取り組んでまいりま す。

以上でございます。

- 〇副議長市橋修治君 教育長倉本博史君。
- ○教育長倉本博史君(登壇)浅野議員の御質問にお答えをいたします。

本道教育が抱える課題に関しまして、まず、学校給食の在り方についてでありますが、学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであり、学校教育活動として実施をするものです。

現在、留萌市において、学校給食施設を民間事業者に売却し、その事業者が昼食の提供を行う、いわゆるスクールランチに移行しようとする構想が進められていることは承知をしており、 市の行財政改革の取組として効果があると考えられる一方で、栄養管理や食に関する指導の観点 から、慎重に検討することが必要です。

このため、道教委では、留萌市に対し、学校給食法に基づいて学校給食を実施する場合は、設置者が条例により教育機関として共同調理場等を設置し、栄養教諭が献立を作成すること、食育基本法を踏まえた各学校における食に関する指導を充実させることなどについて、指導助言を行ってきたところであります。

道教委といたしましては、今後も、留萌市からの相談に丁寧に対応するとともに、国にも情報 提供しながら、引き続き、必要な指導助言を行ってまいります。

次に、旧道立学校校舎等の利活用についてでありますが、道教委では、道立学校が廃校となった際には、道や市町村における利活用を検討し、その見込みがない場合、学校法人や企業など民間事業者の方に広く購入希望を募っております。

こうした中、現在公表している廃校舎は4件ありますが、現時点で、校舎について利活用の実績はないものの、グラウンドについては、民間事業者による太陽光パネル設置の事例や、旧留萌高校では、地域や団体の皆様の御意見を踏まえまして、地域住民の方々の活動に利活用する検討

も進めております。

道教委では、本年度、新たに、文部科学省や国土交通省が主催する民間需要を把握するためのサウンディング型市場調査に参加し、道立学校廃校舎の活用を事業者にPRしたところであり、今後も、引き続き、こうした新たな手法を積極的に取り入れるとともに、知事部局や地元市町村ともより一層連携しながら、様々なニーズの把握に努め、廃校舎等の利活用を図ってまいります。

最後に、閉校予定の校舎等の利活用についてでありますが、道教委では、これまで、函館稜北 高校校舎を函館高等支援学校に、また、滝上高校校舎を滝上町立滝上中学校に、旭川東栄高校校 舎を学校法人旭川龍谷学園旭川龍谷高校に転用するなど、閉校した高校を各学校種へと活用して きた実績があり、道立での活用はもとより、地元市町村等の御意向もお伺いしつつ、その対応に 努めてまいりました。

今後は、南幌高校校舎の利活用をはじめとし、地元市町村や関係者の皆様のお考えを踏まえつつ、閉校決定段階から検討を行うことが必要と考えており、廃校舎利活用に向けた、道、市町村、民間事業者等による検討のプロセスを適切に講じながら、よりよい利活用について検討してまいります。

以上でございます。

〇副議長市橋修治君 浅野貴博君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後 1 時48分休憩

午後1時50分開議

○副議長市橋修治君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

安住太伸君。

〇16番安住太伸君(登壇・拍手)(発言する者あり)通告に従い、伺ってまいります。

初めに、ゼロカーボン北海道の実現に関わり、2点お伺いいたします。

まずは、目標としている温室効果ガス削減総量のほぼ4分の1を占める森林吸収源対策についてです。

柱となるのは、間違いなく道産木材の利用拡大です。出口となるその利用拡大を進めることができなければ、吸収量を今より増やすために必要な森林の若返りも、植林面積の増加もかないません。問題は、その拡大に際し、いかに高く木材を購入いただけるよう取り計らうかです。

幾ら利用拡大が進んでも、山人にとっては、天塩にかけて育てた我が子にも等しい木材が、半値以下で引き取られ、砕かれ、挙げ句、チップ材としてしか使われないような状況では、命がけで山と森を守ってきた苦労が全て水の泡です。結果、業界全体としてのゼロカーボン北海道の実現の動機、機運そのものを大きく損ねることになりかねません。

そこで、木材需要の中でボリュームゾーンの一つとなっており、また、かつて林業や木材産業が華やかなりし頃、実際に高値で取引されていた建築用構造材分野での木材価格の引上げをいま 一度果たすための方策に関わって伺います。

私は、たくみの業を持つ道内居住の著名な大工棟梁が、我が国が世界に誇るあの法隆寺建造にも実際に使っている伝統的構法と機能性と高い価値を兼ね備えた「HOKKAIDO WOOD」を用いて、大切なあなたのためにつくるハイエンドでプレミアムな住宅建築市場の創設を提案したいと思います。

国が、地域における木造住宅の生産体制強化や環境負荷低減のため、地域材を用いた省エネ住 宅整備を国庫で補助する地域型住宅グリーン化事業に、今年度、地域住文化加算という項目が新 設されました。

地域の伝統的な建築技術を活用すると、従来の地域材活用加算20万円に加え、さらに20万円の 建築費補助が受けられます。

折しも、国は、伝統的構法の活用、承継に向け、例えば、建築確認基準の要件緩和や、伝統的構法に関するデータベースの作成まで図ってきています。こうした国の動き、制度の活用に加え、日本古来の伝統建築を、その技能継承というニーズや時代の波を逃さず捉えない手はありません。

木材価格の引上げを通じたゼロカーボン北海道の実現に向け、地域材と伝統的構法を併用した プレミアム住宅建築市場の創設など、住宅分野における道産木材の需要拡大にどのように取り組 むのか、知事の考えを伺います。

次に、吸収源対策に次いで、結局のところ、総削減目標に占める割合の最も高い企業や事業所 を中心とした経済活動に伴う排出量の削減対策についてです。

先月末の29日、道経連会長以下、幹部の方々と、今後の道の経済施策に関し、意見交換を行った折、経済界としても、道の温暖化対策推進計画が本道経済の回復、発展に具体的に資するものとなるよう、その実効性向上を強く求める旨、まさに道政の重点課題として挙げておられました。

思うに、その実効性を担保する最良の方策とは、北海道としての排出量取引制度の確立、導入にほかなりません。

よきにつけあしきにつけ、人の具体的行動を動機づけ、引き出す力のうち、最も明解かつ大きなものとは、やはり、経済的利益と強制力の上手な使い分け、すなわち、あめとむちではないでしょうか。

とりわけ、民間企業の行動原理が、法制度上も永続的な事業活動を可能とする利益の確保に置かれている以上、頑張れば確実に利益となるが、怠れば逆に不利益となるとのルールが明示されない限り、具体的な行動変容を伴う成果の獲得は現実的に困難でしょう。

もちろん、経営者お一人お一人の理念や善意、何より持続可能な未来の確立へと向かう思いに 強く訴求する取組は、大前提として継続していただきたい。 この点、国レベルでは、温室効果ガスの排出量削減に向けた様々な企業努力をクレジットとして認め、企業間で取引する市場の整備を前提に、自主的な排出量取引制度の開始を今年度中にも目指しているとお聞きしています。しかし、それがいつどのような形で示されるかを悠長に待っていられるような余裕は本道にはないはずです。

加えて、もし、示された基準や考えが、広域分散、積雪寒冷、中小零細といった本道の抱える 課題や特質に合わないものだったとすると、どうするのか。国に先んじるぐらいの戦略と覚悟を 持って、道独自の排出量取引制度を創出すべきではありませんか、知事の考えを伺います。

次に、北海道データセンターパークについて伺います。

国家のレベルでは、周回遅れでも済まない、相当程度の遅れを取っていると指摘されてきた我が国のデジタル化が、デジタル庁創設をはじめとする国を挙げての施策展開により、今まさに動き出そうとしています。

ですが、デジタルという言葉が与える印象や、一方で、デジタルによって得られる、例えば、幸せや可能性がなかなか伝わっていないことなどから、その重要性、必要性が広く道民に理解、 共有されているとは言い難い状況とも理解しています。

片仮名語で何か理解不能な言葉ばかりが流行で、はやっているだけの、自分には関係ないこと、もし多くの道民がそう捉えているとすると、それこそ、道民、本道にとっての不利益なこと、この上ありません。

デジタルも、トンカチやのこぎりと同じ道具でしかないこと、かつ、車のない社会生活が既に成り立たないのと同じレベルで、これからの暮らしにデジタルは欠くことのできない道具であること、まずは、この点、多くの方に理解されていくことが、何よりも今、重要ではないかと考えています。

それは、データセンターについても同じではないでしょうか。主眼は、あくまでも、その道具 を利用する道民の幸福や未来のためにあるはずです。

本道をデータセンターパークとすることで、道民の暮らしをどう変えようとしているのか、逆 に、そうならなければどう不利益なのか、改めて知事の考えを伺います。

思うに、道民にとってのその未来は、単なる、やるといいこと、お得なことではありません。 残念ながら、様々な統計データが示すとおり、所得、教育、産業、福祉、暮らしのあらゆる面 で、他の都府県に劣後してきたと認めざるを得ない幾つもの課題を抱える本道が、一方で併せ持 つ本道ならではの高い価値を生かして、豊かさや持続可能性を手にするための唯一かもしれない 道との認識を持っています。

だからこそ、データセンターパークを目指す道は、これまで大きな課題とされてきた、札幌を中心とした道央圏と他の地方部との道内間格差を埋めるものでなければなりません。それぞれの地域に根差した地域固有の産業を生かし、地域が直面する課題の具体的解決に結びつくものでなければなりません。

そして、その目指す未来が、現実的には厳しい地域間競争に打ち勝って初めて獲得できるもの

である以上、単に北海道のことだけを考えてのものではなく、言わば、人類共通かつ最大の脅威、地球温暖化をまさに乗り越える道そのものといった、世界の共感を得られるビジョンを示す ものでなければならないはずだと考えます。

知事は、どのような手順、戦略により、データセンターパークとなることをもって道内間格差 解消と地域産業活性化を図り、ひいては、いまだ未利用の道北・道東部賦存の再生可能エネルギーをも生かした世界的課題、地球温暖化対策に資するものとしていくのか、伺います。

次に、動物愛護についてです。

管理センター機能の設置に関する規定が新たに設けられた令和元年の法改正後も、47都道府県中、唯一センターが未設置だった本道に、来年度、動物愛護管理センターが正式に発足いたします。

適正飼育推進の言わば司令塔となるセンターの開設は、人と動物が共生していく社会実現に向け、長年にわたり、道獣医師会、愛護団体等、多くの関係者が切望してきたものであり、はばかりながら私もその一人として心待ちにしています。

そのセンター開設に向けた運用体制検討会議の中で、獣医師会、獣医大学、愛護団体、道、市町村、ボランティアなどなど、多岐にわたる関係機関、関係者の連携が中心的な課題の一つになっておりました。

それは、令和元年の法改正の大きな原動力となった、近年の残虐化する動物虐待への対応についても同様です。

まして、専門家でも直接的な関係者でもない多くの方にとり、虐待ないしその疑いを発見した 場合の通報先が居住する地域によって異なるのは、時として高い緊急性を持つ事案があることか らしても不都合ではないのかとの声が実際に上がってきています。

2019年6月に札幌市で起きた、当時2歳の女児が衰弱死するという大変痛ましい児童虐待事件。実は、その同じ室内で、成猫 — 大人の猫と子猫の計13匹に対する虐待が行われていたことが判明しています。

本件を含む複数の虐待事件に、被害動物の受入れなどで関わった動物愛護団体の関係者によると、動物への虐待と人への虐待は密接につながっており、どちらかの速やかな発見、対応が、もう一方の発見と深刻な事態の回避に極めて有効とのことです。

そこで、例えば、「#122」 シャープわんにゃんにゃんなど、分かりやすい番号に連絡先を統合した上で、動物虐待ホットラインを設置する。同時に、例えば、LINEチャットなど、SNSとAIを活用した自動相談通報システムも導入するなど、新年度のセンター開設に合わせ、運用を開始してはどうかと思いますが、知事の考えを伺います。

同じく、検討会議の中では、動物愛護推進員やボランティアの確保育成とその積極的な活用及び活動範囲の拡充が重要な課題とされていました。行政職員だけで、増加の一途をたどる動物愛護関連業務の全てを担い切ることは現実的ではありません。

ちなみに、動物愛護の先進地の欧米では、イギリスのインスペクター、アメリカやオランダの

アニマルポリスなど、関係する法令はもちろんのこと、動物の適正飼育やケアなどの専門的知識 に関し、必要な教育と訓練を受けた上で、動物の救出や、告訴にまで踏み込んだ権能を与えられ た専門官が存在し、いずれも大人気の職業になっているとのことです。

一足飛びに立入検査や勧告等の行政権限を移譲することはかなわないまでも、パトロール等、 虐待の早期発見に資する職務を特にくくり出し、必要な研修等の受講を前提条件に有資格者とし て任用する、民間団体の皆さんの御協力の下にそうした制度を創設する北海道版アニマルポリス 制度的なものを創設してはどうでしょう、知事の考えを伺います。

旭川の動物病院の緑の森クリニックの副院長で、動物愛護団体のNPO法人手と手の森の理事長でもある本田リエ氏を中心とする市内のグループが、森が持つ癒やしの効果に着目し、クリニックの裏手に広がる森を生かした新たな試みを始めようとしています。

虐待を受けることで負った心の傷と、虐待をしてしまう背景にある心のゆがみを、それぞれ癒やし、正すため、森の力を活用しようとするものです。医師が介在し、人と動物の双方を対象とする同様の取組は全国的に例がないものと伺っています。

この取組が、人と動物の双方を虐待の苦しみから解放し得る、医学的にもエビデンスのある本 道発の新たなケアの仕組みとして確立されていくよう、ぜひ、市や道に一緒に関わっていただ き、モデルとなるような取組に育てるための御助力をいただきたいとのことです。

人と動物が共生できる社会の実現を図る上で、今後、道が運用を開始する動物愛護管理センターにおいて、虐待を受けた犬、猫のケアも重要と考えますが、こういった取組について、知事の考えを伺います。

次に、不登校児童生徒支援の大きな鍵となるであろう、民間施設との連携協力に関わって伺います。

不登校の児童生徒を受け入れ、その支援を行っているフリースクール代表の方から相談を受けました。

人と接することがとても苦手で、実は、学校に行けなくなってしまったけれども、絵を描くのは大好きな小学生が、今、自分のところには通ってきています。○○ちゃん、すごいねと声をかけると、はにかみながらもうれしそうに夢中で絵を描いて過ごしているのです。

社会の中でそれが普通と考えられている学校に行けなくなってしまった段階で、既に大きな挫折感を味わっている子どもたちにとって、何より救いとなるのは、今の自分自身やその活動を認めてくれる大人の存在だと痛感する毎日です。

たったそれだけでその子の人生が輝きの満ちたものに変わっていくかもしれないのに、多くの場合、経済的理由でその機会にすら恵まれない子どもたちがまだいるという現実が、自分としてはいたたまれないとのことでした。

児童生徒の不登校が増え続ける中、道教委としては、民間施設とも連携しながら、自己肯定感を育み、社会的自立に向けた学びや体験の機会を子どもたちが持てるよう取り組むべきと、目下、改定を進める計画素案の中にも、その基本的な考え方を示しているところです。

とするならば、経済的困窮を背景に、地域や社会から子どもたちが孤立し、その成長の機会を 閉ざされることのないよう、計画に掲げるそうした理念を具現化する支援策なり方策を検討して いくことが、教育政策上、道教委としても不可避ではありませんか。どのように対処していくの か、教育長の考えを伺います。

最後に、魅力ある学校づくりについて伺います。

学ぶことで知らなかったことを知り、できなかったことができるようになるという体験は、本来、誰にとっても楽しく、魅力的なことのはずです。にもかかわらず、その楽しさや魅力をもし学校が失っているとするならば、それは、知りたいという欲求に応えておらず、できない、分からないという苦痛に寄り添えていない現実があると考えるべきではないのでしょうか。

また、人は誰しも認められ、感謝されることでこそ、自らの居場所を見つけ、成長を遂げ、さらに誰かの役に立ちたいと、学習も含めた努力を続ける力を得られる生き物のはずです。

にもかかわらず、学校が、今、そこに自分の居場所を見つけることもかなわない、冷ややかな場所でしかないとするならば、それは、多様な個性、違いを受け止めつつ、一人一人が認められ、褒められ、たたえられるような環境に、実は十分になり得ていないゆえと考えるべきではありませんか。

時代や社会そのものが、かつて当たり前に前提としていた構造を大きく変えてしまいました。 それどころか、さらにこの先、今学んでいる子どもたちが現実の社会に出て、その課題と向き合っていくことになる20年後、30年後に一体どうなっているのかを、誰一人、正しく予測できる者などいない世の中になってしまいました。

つまり、今の子どもたちは、生涯、学び続けなければならない社会を生きていくことになる。 そんな子どもたちに、我々大人が用意してあげられるものは一体何なのでしょう。守るべきは一 人一人の子どもであり、少なくとも、学校や学級という組織の単位や体制などでは決してないと 考えます。

知りたい、伸びようと努力する子どもには、組織体制を超えて、その欲求や頑張りに応える仕組みが、分からない、もう一度確かめたいと願う子どもには、いつでも何度でも戻って学び直す機会を用意することこそが、魅力ある学校に必要かつ最重要の要件ではないのでしょうか、教育長の考えを伺います。

以上で私の質問を終わります。(拍手) (発言する者あり)

- 〇副議長市橋修治君 知事鈴木直道君。
- ○知事鈴木直道君(登壇)安住議員の質問にお答えいたします。

最初に、ゼロカーボン北海道の実現に関し、まず、住宅における道産木材の利用についてでありますが、道産木材の付加価値の向上を図るためには、木材のよさや利用の意義に対する道民の皆様の理解を醸成し、住宅での利用を一層広げていくことが必要であります。

このため、道では、木材関係団体や工務店等と連携の上、道内で伐採され、加工された品質の確かな構造材などを使用した住宅を「北の木の家」として認定し、地域の金融機関における住宅

ローンの金利を優遇するほか、住宅見学会において、木組みによる伝統的な建築技術や、色合い や質感に優れた道産広葉樹のフローリングなどの魅力についてPRを行っているところでありま す。

また、「HOKKAIDO WOOD BUILDING」として登録した施設の優れたデザインを道民の皆様に広く普及するほか、木材関連団体や企業などで構成する「HOKKAIDO WOOD」の協議会において、住宅の販売戦略について検討するなど、住宅分野での道産木材の利用を拡大してまいります。

次に、排出量に関する取引についてでありますが、J-クレジットを含む排出量の取引制度を 活用し、森林や再生可能エネルギー、省エネルギー等の認証されたクレジットを取引すること は、省エネや脱炭素投資等を促進し、必要な資金循環を促す有効な取組と認識しております。

本道においては、北海道経済産業局が北海道独自の取組としてJ-クレジット認証取得のサポートや売買のマッチングなどを行う「どさん CO_2 (こ)・ポート」を運営しており、中小事業者や自治体に利用されております。

また、国は、本年9月から、東京証券取引所においてカーボン・クレジット市場取引に関する 実証を実施するとともに、来年度には、GXリーグとして自主的な排出量取引制度を始めると承 知しております。

道としては、こうした国の動向も踏まえながら、ゼロカーボン北海道の実現に向け、Jークレジット制度やGXリーグなどの活用を含め、温室効果ガス排出削減と経済の好循環に資するカーボンオフセットの取組について様々な方策を検討してまいります。

次に、データセンターパークの実現に向けた取組についてでありますが、道では、データセンターの立地促進に向けて、本道の立地優位性のアピールなどの誘致の取組を進めてきたところであり、そうした中で、石狩市、旭川市、美唄市や北見市など、地域への立地が進んできているところであります。

こうした動きを一層促進するため、市町村や関係機関とも連携しながら、データセンターの需要拡大を図るとともに、今後、より一層ニーズの高まる再生可能エネルギーによる電力の調達や、国、道の支援策活用の提案を行うほか、本道と首都圏や海外、道内地域間をつなぐ光ケーブルの整備について国に要望するなど、ゼロカーボン北海道にも寄与する再生可能エネルギーを活用したデータセンターパークの実現を図ってまいります。

最後に、虐待を受けた動物のケアについてでありますが、近年、動物の虐待、遺棄、安易な繁殖や飼養放棄、不適切な飼養が後を絶たず、多くの犬、猫の命や健康が脅かされ、動物愛護団体などに保護される事例もあるものと認識をしております。

このため、道としては、市町村や関係団体などと連携して、動物愛護週間のイベントなどを通じ、動物は、単なる物ではなく、命あるものとして、広く普及啓発を行うなど、動物の尊厳への理解を深めるとともに、虐待を受けた犬、猫をケアする際には、動物愛護管理センターの運営等に向けて、様々な取組を実践されている団体の活動事例なども参考にしながら、全ての道民の皆

様が動物の生命を尊重し、人と動物が共生する社会の実現に向け取り組んでまいります。 なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。 以上でございます。

- 〇副議長市橋修治君 経済部長中島俊明君。
- **〇経済部長中島俊明君**(登壇)データセンターパークについてでありますが、人口減少や高齢化など、多くの課題に直面する本道が、広域分散や距離といったハンデを強みに変えて、道民の暮らしの質の向上や産業の活性化を図るためには、暮らしや産業のあらゆる分野におけるデジタル化を加速させていくことが重要であると認識しております。

データセンターは、インターネットサービスを提供する基盤であり、道内各地においてデータセンターパークが実現することにより、ITソフト開発や映像制作の企業などデジタル関連産業の集積はもとより、インターネットの閲覧や動画配信などが速く快適になることや、デジタル技術を活用し、高度な教育や医療などを地域にいながら受けられるようになること、広大な農地においても省力化や生産性の向上が可能となるスマート農業などが実現すること、さらには、災害時でも通信やインターネットサービスが止まりにくい災害に強い地域になることなど、地域における暮らしの質の向上が図られるものと考えているところでございます。

以上でございます。

- 〇副議長市橋修治君 環境生活部長森隆司君。
- **○環境生活部長森隆司君**(登壇)動物愛護に関し、初めに、虐待情報についてでございますが、動物の虐待に関する情報を早期に把握することは、適切な対応を通じて発生を未然に防止するとともに、実際に虐待が発生した場合、早期の問題解決につながるものと認識をしております。

このため、道では、振興局や最寄りの警察署を地域の連絡窓口としての定着を進め、地元の警察と連携した対応を図っているところであり、今後とも、道民の皆さんに分かりやすい通報体制など、必要な改善も加えながら、虐待防止に取り組んでまいります。

次に、虐待の防止についてでありますが、道では、虐待やそのおそれがあるとの通報や相談に関して、振興局に配置しております動物愛護監視員が聞き取りや立入調査を実施するほか、振興局で開催する動物愛護に係る会議や道警察が主催する連絡会議におきまして、関係機関と虐待事案の情報を共有しているところであります。

道といたしましては、引き続き、道警察や市町村、関係団体との連携を強化するとともに、他 県や道内の先進的な活動事例も参考にしながら、動物虐待の防止に向けた取組を進めてまいりま す

- 〇副議長市橋修治君 教育長倉本博史君。
- ○教育長倉本博史君(登壇)安住議員の御質問にお答えをいたします。

まず、不登校児童生徒の支援についてでありますが、不登校が継続をしている児童生徒に対しては、登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒の興味、関心や能力に応じて、その可能性を伸ばし、社会的自立を目指していけるよう、個々の状況に応じて多様で適切な

教育機会を確保することが重要です。

道教委では、近年、不登校児童生徒数の増加傾向が続く中、新たな実効性ある取組を進める必要があると考えており、学校と市町村教育委員会、フリースクールなどの民間施設、不登校特例校などで構成をする協議会において、不登校児童生徒の学習機会と支援の在り方について協議を深めるとともに、今後、道教委として、新たな北海道教育推進計画に基づき、学校とフリースクール等の連携による学習支援、相談対応などの体制整備や、ICTを活用した道教委作成の学習教材の提供など、児童生徒や家庭の状況に応じた学習機会の確保などの取組を積極的に進め、不登校児童生徒への支援の充実に努めてまいります。

次に、これからの学校づくりについてでありますが、学校は、子どもたちにとって身近な社会の場として、生まれ育った環境や障がいの有無等にかかわらず、様々な人と関わりながら学び、その学びを通じて、自分の存在を認められることや、社会の一員としての役割などを実感することができるよう、それぞれの個性に応じた学びを引き出し、一人一人の資質、能力を高めていくことが重要です。

各学校では、こうした考えの下、将来の変化を予測することが困難な新しい時代を生きる全ての子どもたちに、主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通じて個々の可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びを充実させ、知、徳、体を一体的に捉えた生きる力を育むことが必要です。

道教委といたしましては、児童生徒が生涯を通じて自立した学習者として学び続けていくことができるよう、学び直しや教科等の枠を超えた学習をはじめ、多様な子どもたちの実情に応じた学習の機会を提供することができる魅力ある学校づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

〇副議長市橋修治君 安住太伸君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

○議長小畑保則君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

道見泰憲君。

〇45番道見泰憲君(登壇・拍手) (発言する者あり) 最初の質問は、知事の北海道観についてであります。

知事が1期目を満了されようとしているこの段階で、私からの視点ではありますが、率直に感じたことを質問にまとめてみました。

北海道庁のみならず、北海道民を率いた鈴木知事にとってのこの4年間は、これまでに経験されてきた公務員や首長のそれとは比較にならないほどに規模は広く、職責は重く、想像を絶する

圧力との闘いであったことが容易に想像できます。

立候補に際して掲げられた公約を中心として、この4年間、執行されてきた鈴木知事の胸中を 察するに、その喜怒哀楽は筆舌に尽くし難いものであったことでありましょう。

特に、この3年もの間、私たちは新型コロナウイルス感染症との闘いを尽くしてきたのであり、その最前線で指揮を執られてきた知事にとっては、決して気の休まることのない闘いの連続であったと承知しており、本当に頭の下がる思いでしかありません。

しかし、4年前に御自身の意思で立候補を決意され、多くの道民の支持を得て北海道知事に就任されたのでありますから、それらの労苦は言わば運命であったとして、あなたと家族の今後の人生の糧としていただくしかないのであります。

今後ますます、今と未来の北海道民のために、皆さんが期待する以上に職責を果たしていただ きたいと渇望する者の一人であります。

よって、私は、この質問で鈴木知事を批判しようとするものではありません。それは、4年たった今でも、地域を回ると、多くの道民から、直道さんを応援してあげてよと声をかけられることからも、道民の意思を重く受け止めることができます。

一方で、私は、これまでの4年間が知事として満点であったかというと、決してそうではないと考えているのであり、それは、私たちが指摘するまでもなく、知事御自身が振り返り、虚心坦懐に思いを巡らせればいいと思うのであります。

全ては、今と未来の北海道民のために、それら北海道の発展と北海道民の安寧や健康のために 全身全霊で尽くしていただくことを実行することでしか、その期待に応えることはできません。 だからこそ、私は、どうしても鈴木知事に加えていただかなければならない視点があると考えて いるのであります。

それは、北海道の今と未来を担う知事として、様々を判断されるときに何を大切にされているのか、北海道のありようを、言わば北海道観を共有していただかなければならないのだと考えています。

北海道は、言うまでもなく、開拓の歴史の上に今があるのであります。それは、この150年の歴史に限ることではありません。先史以来、北の大地があることを真正面から受け止めていただきたいのであります。鈴木知事は、分かっていると受け止められているのかもしれませんが、私はそうではないと考えています。

私たちの先人が積み重ねてきた汗や涙、その全ての労苦の上に、今を生きる私たちは住み暮らすことができているのであります。誰もが旅をしてみたい、うまいものを食べてみたいと思っていただける北海道は、今を生きる私たちだけがつくり上げたものではないのです。連綿と開拓の歴史を切り開いてきた先人によって一つ一つ積み重ねてきた結果であることは間違いないのであります。

私がこの質問で鈴木知事に問うているのは、北海道の遺伝子を、DNAを御自身の内側へ、心身の奥へ奥へと織り込んでいただくことが必要だということです。知事の北海道観をお示しくだ

さい。

次に、そんな北海道観の発信について伺います。

私は、そんな視点を加えて、これからの職務執行に邁進していただきたいと願っているのであります。

どうしても抽象的な表現になってしまいますが、北海道の開拓の歴史に感謝し、期待する未来 の北海道を元気にするために、第2の北海道の開拓に果敢に挑戦する知事の姿と思いを明らかに していただきたいのであります。

知事という職は、どさんこでなければならないという決まりはありません。むしろ、まちづくりで引用される言葉である「よそ者、若者、ばか者」でしか変えられない北海道があることにも期待をするところでもあるのです。だからこそ、そのバトンを渡された鈴木知事が、次の知事へとバトンを渡すそのときまで、決して欠かすことのできない北海道の遺伝子を携えた知事であってほしいのであります。

北海道は、これから激動の時代をいや応なしに迎えることになります。驚くほどに人口が減り、伴って生産力や消費力、経済力が減衰していくことになります。

今を生きる私たちには、私たちがそうしていただいたように、より元気な北海道を子どもたちにつないでいく責任があるのであります。避けることができないと分かっているからこそ、今のうちに手を施す必要があるのであり、不都合な現実から目をそらすことなく、未来の北海道の元気の種をまき、挑戦的に育てていく責務が私たちにはあるのだと信じています。

時に、既得権者との衝突も避けることはできないでしょう。トンネルからの正しい出口がこちらだと示したとしても、変化を望まず、腰が重く、ついてこない私たちを叱咤しなければいけない場面だってあることでありましょう。

私は、鈴木知事にそんな荒療治をやってのける役割を果たしていくためには、今このときの北海道があるのは、その開拓の歴史を正しく理解し、誇るべきその遺伝子を、北海道観を携えた知事としての熱い思いが必要になると訴えているのであります。

この機会に、この質問に対する答弁というよりかは、道民に広く呼びかけていただきたいのであります。そして、それは、赤れんが文学で飾られた言葉なのではなく、鈴木知事御自身の言葉で、522万余の北海道民に、そして、これから生まれてくるどさんこに向けてのメッセージを発信していただきたいのであります。よろしくお願いいたします。

次の質問では、ゼロカーボン北海道の実現について伺います。

私は、知事が、11月16日に、ゼロカーボン北海道の実現へ向けて、令和5年度国の施策及び予算に関する提案・要望を関係省庁に行われたことを承知しております。

昨年6月に知事が宣言されたゼロカーボン北海道については、挑戦的と受け止められており、 国や市町村等と連携を深めながら、いまだ手探り状態ではありますが、全庁を挙げての挑戦であ ることは言うまでもありません。その先頭に立つ鈴木知事には、力強く指揮を執っていただくこ とを期待しております。 この質問では、それら要望、提案の内容に基づいて質問をさせていただきます。

最初に、本道の特性を生かした実証実験の実施について伺います。

道は、様々な再生可能エネルギーや分散型エネルギーリソースを活用した効率的な電力システム、水素サプライチェーンの構築などの実証事業の実施を継続、拡充することを要望、提案しております。

本道には179の市町村があり、それぞれが取り組むには無理と無駄が伴ってしまうことを懸念 しています。時に数は力でありますが、同時に逸失にもつながってしまいます。ここでも道の活 躍の場があります。マッチングさせる役割を担うことであります。

これらの意味合いで、道は、具体的にどんなことをしてきたのか、どんなことを見込んでいる のでしょうか、道の見解を伺います。

次に、CCUS実証事業等の実施について伺います。

私は、さきの道外視察を通じて、道内の各設備で分離、回収された二酸化炭素が資源であることを気づかされました。それは、カーボンリサイクルを実践する上で欠かせないことであることを知り、活用させるサイクルにはめ込めば、十分に経済活動の一翼を担わせることが可能であると学んだのであります。これは、まさに行政の仕事なのだと考えるに至っております。

発生させてしまった副産物を効率的にエネルギーに転換することは無駄の排除であり、それは 電気エネルギーを生み出す際に発生する熱エネルギーを活用させようとしている今と変わりない ことなのだと考えることができます。

この意味合いで、道としての取組を伺うとともに、今後の展望について見解を伺います。

次に、農林水産業における脱炭素化の推進についても伺います。

実は、私の印象によれば、農林水産業と脱炭素化は相性の悪い組合せだと捉えているのであります。それは、農林水産省と経済産業省等の縦割り行政の副作用であると理解をしていて、目的である脱炭素化に取り組むに当たり、既に膨大に予算が投じられている農林水産業界に、後追いで経済産業省予算を投じようとしても高い壁がそびえ立っていることを経験しているからでもあります。

現場で様々に挑戦的な取組が重ねられることは重要であり、それらを支援していくことはもち ろんのこと、高い障壁を取り除く、もしくは、特区的な行政による工夫をもってして壁を崩して いく努力が必要なのだと考えています。

繰り返しになりますが、目的は脱炭素化です。道は、その障壁を理解するところから始めなければなりません。現場から聞き、集めていかなければなりません。その障壁を崩すことができたときに効率的な脱炭素化が実現するのであって、その地域の活力が増すことにつながると考えます。

この意味合いで、道は、どのようなことをしてきたのでしょう、そして、どのようなことを見 込んでいるのでしょう、道の見解を伺います。

次に、技術・製品開発等への支援の充実について伺います。

北海道の地域特性を生かした技術力やノウハウを掘り起こすとともに、これらに向けた取組を 地域経済の好循環につなげるために、中小企業等への支援を充実させると要望、提案されていま す。

これも繰り返しになってしまいますが、民間の資金や活力に期待せざるを得ないのが現実です。予算が限られるばかりではなく、縮小していくことが避けられないこれからの行政の役割は、補助金や支援金を配ることではなくなるのです。

資金を伴う脱炭素意識の高い民間の参入を促し、取り組みやすくするための障壁を取り除き、 域内に限らず、広く世界から知見を集めて提供していくマッチングが欠かせなくなるのだと確信 しています。

行政自らが、前向きで野心的な中小企業等と力を合わせて、ビジネスモデルをつくり出してい くことが必要となるのです。道の見解を伺います。

次に、地方公共団体の温室効果ガス排出量の算定への支援について伺います。

この点においても繰り返しになりますが、道内の市町村には資源が不足をしております。あれ もこれもと取り組むこと自体が無理となってきているのであります。ただでさえ人口は減り、予 算と人手が不足するばかりです。よって、排出量の算定自体を稼ぐ力に直結する仕組みとしてつ くり出していかなければならないのではないかと考えています。

それは、例えば、自治体間排出権取引市場の創設です。

様々に自然エネルギーが賦存する北海道であることを有利に働かせるならば、排出権の設定は 時局に合った政策となり得ます。市場を民間に置くのか、知事会内に置くのか、どの省庁に所管 していただくのかにもよりますが、鈴木知事が提唱する政策として検討していただくことはでき ないでしょうか。

これも行政発のビジネスモデルの創出です。知事の見解を伺います。

次に、電力基盤の増強と支援措置の拡充についても伺います。

言うまでもなく、北海道における系統連系の脆弱さは致命的です。道は、要望・提案の中で、 着実な整備を進めるとともに、特定の地域に偏らない費用負担の下で、新たな海底送電ケーブル の整備の早期着工を明言されております。

私は、この方向性には異論はありません。ただし、付け加えていただきたい視点があるのです。それは、エネルギーの自立化の展開です。

広大な北海道における発電及び送配電ネットワークは、国策によって著しくいびつな仕組みとなってしまっています。高度経済成長の局面では、それが効果的であったのかもしれません。しかし、脱炭素が声高に唱えられて久しく、技術革新も著しい現在にあっては、広大さや寒冷さが強みとなる仕組みで整え直していくことが必要なのだと考えています。

平常時にその地域で使うエネルギーは、その地域でつくり出すことが活力の源となり得ます。 使う以上につくり出したエネルギーを域外に売ることで、その地域の活力の上乗せが可能ともなります。 北海道胆振東部地震による大災害に見舞われた私たちは、非常時電源の確保にかじを切りました。それは応急処置にしかなり得ません。この脱炭素化の局面と電力基盤の増強を見込むときに、地域毎マイクログリッド化が視野に入り、既存技術で十分に対応できることも分かっているのであります。

これを単独市町村に取り組ませると、まちの中心部にある役場等の公共施設のマイクログリッド化を実現したと歓喜しています。それでは不十分です。私たちには、民間との連携を強化し、その資金と活力を生かした政策、施策が必要です。エネルギーの自立化は、脱炭素化における基本のキとなることを知らなければなりません。それらのアイデアは現場にあるのであります。

何度でも繰り返します。行政の役割は、もはや補助金や支援金の配付業務ではありません。む しろ、障壁となる規制の撤廃や、知見とノウハウの蓄積による民間と広域自治体とのマッチング のほうが主力となる時代に突入していることを知ってください。

地域エネルギーの自立化についての知事の見解を伺います。

次に、北海道地域PPSの実現について伺います。

私は、さきの第1回定例会において、企業局への質問で、北海道地域PPSを提案し、鈴木知事からは、期待している旨の答弁をいただいたところでもあります。

これは、北海道企業局がつくる自然エネルギーを道庁自身が使用し、余剰分を販売するために 北海道地域PPSを設立させる提案でした。これは、政策的にもコスト的にも相入れることので きる提案と理解をしています。

その後は、所管する部署が北海道企業局なのか、経済部なのか、環境生活部なのか、明確にならないまま、試行錯誤が続いているのが現状です。

今回の質問の端々に出てくるゼロカーボン北海道の実現に向けて、多くの市町村と民間事業者 にこれらの取組を推進していただかなくてはいけない段階にあっては、この点において道がちゅ うちょしているさまは、はっきり言って滑稽でしかありません。

道がゼロカーボン北海道を実現しようとしているならば、その取組量についてえり好みをしている場合ではありません。何が不都合なのか、これをこの機会に示していただくことも可能です。しかし、不都合がないのであれば、早急に検討を始める責務があるのであります。不作為と受け取られても致し方ありません。

道は、新しい仕組みをつくり出さなければならないのです。エネルギーで稼ぎ、ほかを支えることで住民サービスを充実させていくことは可能です。知事の見解を伺います。

次に、地域との関わりが深い再エネの導入促進について伺います。

私に言わせれば、再エネの導入については、その地域との連携程度によって買取り価格が変動 する制度があってもいいと考えています。

確かに、設備費の多寡によって買取り価格が変動する現制度もあってしかるべきものであることを理解しています。しかし、これから地域に根差した再エネの導入を促進し、その地域の元気の源としていく必要がある未来に対しては、そう考えることも可能だと思うのであります。

地域の課題を燃料とした再エネの導入とその地域内でのエネルギー消費、余剰分の域外への販売がセットとなって組まれる制度の創設を提案したいと思います。

しかしながら、固定価格買取り制度は国の制度であります。道からの提案として取り扱っていただくことが必要です。知事の見解を伺います。

2050年、私の見立てによれば、北海道の人口は300万人を割り込みます。道は、様々な統計などから、合計特殊出生率を1.8に戻すことができたならば、条件つきで420万人程度と見込みますが、昨今の人口動態統計などを見れば、それが甘い見込みであることは明白であります。

この点において、ゼロカーボン北海道が宣言した2050年までに人口が今の4割程度も減ってしまうと仮定するならば、カーボンニュートラルを目指すことはそう困難ではないのかもしれません。

しかし、私たちは、それを目指し、選択することはあり得ないのであります。たとえ避けられない人口減少、少子・高齢化が現実のものとなったとしても、経済的に衰退させることを避けるために、道は、私たちは、目指す目的を共有し、必要な選択をしていかなければならないのだと決意していると理解しています。

私は、鈴木知事に未来に向けて元気な北海道を経営していただくために、今回の質問で何度も示したキーワードである分散と稼ぐ力、そして、マッチングを核とした政策、施策の展開を強く要望しておきます。

再質問を留保して、質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手) (発言する者あり)

- 〇議長小畑保則君 知事鈴木直道君。
- ○知事鈴木直道君(登壇)道見議員の質問にお答えいたします。

最初に、まず、本道が有する価値についてでありますが、今日の北海道は、額に汗し、道を開き、暮らしを支えてきた先人の英知と努力、そして、進取と挑戦の精神により築き上げられてきたものであり、これまで先人が大切に守り、懸命に培ってきた自然や食、文化といった本道の揺るぎない価値は、現在においても何ら色あせるものではなく、一層の輝きを増しているものと考えております。

この豊かなふるさと・北海道を次の世代に引き継いでいくためにも、本道の雄大な自然環境や独自の文化、日本の食料自給などを支える農林水産業、さらには、豊富な再生可能エネルギーといった大切な財産をしっかりと守り、磨き上げ、その価値を高めていくことが重要と考えております。

次に、道政推進の考え方についてでありますが、私は、東京都職員であった26歳のときに夕張市への派遣に手を挙げ、市の職員、そして市長として、計10年間、夕張の再生に取り組んでまいりました。

そうした経験と持てる力の全てを注ぎ、自ら先頭に立って本道が直面する課題に果敢に挑戦していくという決意の下、知事選に出馬をし、これまで、知事として、道民の皆様の思いを背負

い、できるだけ地域に赴き、様々な声を受け止めながら、道政の推進に全身全霊を傾けてまいりました。

私としては、これまで幾多の困難を克服しながら、今日の北海道を築いてきた先人の思いを胸に抱き、そして、次の世代にしっかりと引き継いでいけるよう、道民の皆様とともに、強い意思と行動力によって現下の難局を乗り越え、心豊かに暮らせる活力あふれる北海道の実現に向けて、残された任期を日々全力で取り組んでまいります。

次に、ゼロカーボン北海道の実現に関し、まず、温室効果ガス算定への支援についてでありますが、地域の脱炭素の取組を進める際の課題の一つには、市町村の人材や専門知識の不足が挙げられることから、道では、本年、市町村の排出量の算定方法や削減目標の設定などに係る市町村職員向け勉強会を開催してきているところであります。

道としては、今後、市町村向けの研修機会の一層の充実に努めるとともに、排出削減と経済の好循環にも資する手法であるJークレジット制度の活用を道内の自治体等に広く働きかけるほか、本道の強みである豊かな自然環境と再生可能エネルギーを最大限活用した排出削減の取組によって経済的効果も高められるよう、議員の皆様の御意見も踏まえ、将来のニーズや技術の進展も見据えながら、様々な方策を検討してまいります。

次に、ゼロカーボン北海道の実現に関し、まず、地域マイクログリッドについてでありますが、電力インフラの強靱化を図る方策として、地域にある再エネなどを一定規模のエリアで面的に活用する分散型エネルギーシステムの構築が期待されており、その実現のためには、技術面や経済性などの課題を解決していく必要があると承知しています。

このため、道としては、地域で導入が可能なシステムとして、平時は、地域の再工ネを有効活用しつつ、系統からも電力供給を受け、災害などの非常時には、独立して電力を供給できる地域マイクログリッドの構築に向けて、事業環境の整備と支援策の拡充を国に要請するとともに、民間事業者の方々のノウハウも積極的に取り込みながら、セミナー等による情報提供や専門家の方々による助言、計画策定から設備導入までの各段階に応じた支援を行うなど、市町村と事業者の方々が連携した地域の取組を後押ししてまいります。

次に、再エネ電力の供給と調達についてでありますが、企業局で発電する再エネ電力を道有施設などで活用することについては、これまで小売電気事業者の方々と実現上の課題について検討を重ねてまいりましたが、道内全域に及ぶ施設での電力需要と企業局からの発電供給を同時同量にするための需給調整の実施、安価で安定した調整電源の確保といった様々な課題が明らかになってきたところであります。

道としては、引き続き、事業者の方々から情報収集を行うなどして、小売電気事業者への入札を、発電側と需要側のそれぞれで実施する従来の方法と比べて、価格面でのメリットがあり、技術面の課題も含め、実現可能で持続的な手法について研究してまいります。

最後に、固定価格買取り制度についてでありますが、国では、いわゆるFIT制度において、 一定分野の再エネ事業に入札制度を導入するとともに、市場価格に連動した価格で買い取るFI P制度の導入により再エネの自立化を促している中、エネルギーの地産地消や強靱化に資するよう、自家消費や地域一体的な活用を促す地域活用要件が設定され、要件を満たす小規模な電源は、あらかじめ決められた固定価格で買い取るFIT制度を選択することが引き続き可能となっております。

こうした動向を踏まえ、道としては、国に対し、地域の関係者の方々のエネルギー地産地消の 取組意欲を損なわないよう、地域の実情に応じたFIT制度の運用を要望しているところであ り、今後とも、地域の課題を踏まえ、積極的に対応してまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。 以上でございます。

〇議長小畑保則君 経済部長中島俊明君。

〇経済部長中島俊明君(登壇)初めに、再エネを活用した実証事業などについてでありますが、 道では、再エネの活用に関する市町村のニーズを一元的にお聞きするワンストップ窓口を設けま すとともに、市町村が抱える課題の解決に向けて、専門人材の派遣やノウハウを有する企業とを 結びつける取組を行ってまいりましたほか、必要に応じて関係市町村や事業者との調整役を担う などし、本道のポテンシャルを生かした実証事業の誘致に取り組んできたところでございます。

これらの取組により、例えば、市町村施設への太陽光発電のPPAモデルの導入や、再エネを活用した水素製造に関する事業可能性調査が実現するなど、一定の成果が得られており、道といたしましては、引き続き、市町村や事業者等のニーズを把握し、再エネ活用や実証事業がより多く具体化できるよう、積極的に支援してまいります。

次に、CCUSの取組についてでありますが、苫小牧地域では、二酸化炭素の回収、貯留を行う大規模実証事業をはじめ、カーボンリサイクルの拠点化に向けた調査や、火力発電所における二酸化炭素の分離・回収技術の検討などが行われており、道では、これまで、国に対し、実証事業等の着実な実施を要望するとともに、苫小牧CCUS・ゼロカーボン推進協議会に参画するなどして、事業者との情報交換を行ってまいりました。

国は、2030年までのCCS事業化を目標とするロードマップを年内にも取りまとめることとしておりまして、道といたしましては、国の検討状況を注視するとともに、地域や関係者との調整を行うなどして、道内における二酸化炭素を資源として活用するCCUSの事業化が進むよう取り組んでまいります。

最後に、環境・エネルギー分野における支援についてでありますが、環境関連産業を食や観光に続く成長産業の一つとし、地域経済の好循環に結びつけていくためには、省エネルギーや新エネルギーの開発、導入の取組と併せ、マーケティングや技術・製品開発、販路拡大などを、道をはじめ、産業界や研究機関、地域等が連携して支援することを通じ、道内企業の参入を促進することが重要と認識しております。

このため、道では、製品開発等に対する補助金に加えまして、国内外の最新動向を道内企業に紹介するビジネスセミナーや、課題解決に向けた専門家による相談会の開催、多くの関連事業者

が集まる全国的な展示会への出展支援など、様々な取組によりマッチングの機会を提供しており、今後とも、環境関連産業への参入が進むよう、総合的な支援に取り組んでまいります。 以上でございます。

- 〇議長小畑保則君 農政部長宮田大君。
- ○農政部長宮田大君(登壇)ゼロカーボン北海道の実現に関し、農業分野の脱炭素化についてでありますが、農業は、光合成による農産物の生産を通じ、CO₂削減に大きく寄与している一方、化石エネルギーの使用や、飼料、肥料の使用などにより、CO₂も排出しております。

このため、道では、本道農業がゼロカーボン北海道の実現に寄与するとともに、将来にわたって持続的に発展していくため、家畜ふん尿を利用したバイオガス発電や農業用水による小水力発電など、再生可能エネルギーの導入を図ってきたほか、スマート農業の導入や基盤整備による効率的な農業の展開により、CO2排出量の削減に取り組んできたところであり、今後とも、地域のニーズや課題などを把握し、昨年3月、農政部内に設置した温室効果ガス削減対策等ワーキングチームにおいて国に対して必要な対策を提案するなど、現場の声に適切に対応しながら脱炭素化の取組を推進してまいります。

以上でございます。

- 〇議長小畑保則君 道見泰憲君。
- **〇45番道見泰憲君**(登壇・拍手) (発言する者あり)幾つか指摘をさせていただきます。

最初に、農林水産業における脱炭素化の推進について指摘をします。

私は、この質問で、農政部が取り組んできた内容を一面的に伺ったのではなく、農政部すら気づいていない障壁がたくさんあることを自覚していただく必要があると説きました。その障壁、特に、農政部側からこその工夫が大きな成果をもたらすことになると確信しているのでもあります。

国の政策の代行者としてではなく、道自身が当事者としての職責を果たすことが求められております。これらの点については、今後の予特等で取り上げてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、北海道地域PPSの実現についても指摘をいたします。

この施策の実現は、道にとって、道民にとってメリットが大きく、ゼロカーボン北海道の実現 に向けた訴求効果は絶大であります。昨今の市場価格が高騰する中で電力小売会社が苦慮する状 況とは、そもそも環境が異なります。

今回、情報収集を行うとお答えをいただきましたが、どの部局が行うのか、判然としておりません。既に民間技術で対応可能であることは判明しております。

また、今回、不都合があるのかを問いましたが、ないと答えたのであります。ならば、道庁を 挙げて取り組むことが必要であります。

戸惑っている場合ではありません。知事の決断を伴った的確な部局によって早期に準備に着手されるよう、力強く要請をしておきます。

次に、温室効果ガス排出量の算定の支援や、地域との関わりが深い再エネの導入促進についても指摘をします。

実は、今回の指摘全体に共通して言えることは、ゼロカーボン北海道の実現に向けては、道自 身が、ゲームメーカーやゲームチェンジャー、そして、それらのルールメーカーになることが重 要であります。

私たちは、得意げに自然エネルギー源の宝庫であることを自負し、より多くの再生可能エネルギーを生み出していくことを自覚しているのであります。であるならば、北海道が新たなゲームを提唱し、有利に運用していく資格があるのだとも考えています。

特に、系統連系の脆弱さが顕著な北海道において、マイクログリッドによる地域の活性化が急がれております。制度内運用の拡大か新制度の提案は、実現させなければならない政策と言えるでしょう。知事には、この点を過ぎるほどに意識していただくことで、新しい局面に導いていただかなければなりません。

私たちは、既定路線によって搾取される北海道を歓迎することはあり得ないのであります。地方創生政策がそうであったように、新エネルギー政策も地域間競争であることは明らかであります。新エネルギーをつくり出す側が有利に立ち回ることのできる仕組みを整えていかなければなりません。

市場原理では、有利なカードを保有する側にルールを決める権利があるとされております。新 エネルギー産業において、北海道で有利に立ち回ることができるように諸施策を組み立てていく 必要があります。私たちは、それができる立場にいることを捨てることはできないのでありま す。

これらの点についても、後の予特等で取り上げてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

以上で私からの質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手) (発言する者あり)

○議長小畑保則君 道見泰憲君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後3時29分休憩



午後3時31分開議

○議長小畑保則君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

あらかじめ会議時間を延長いたします。

休憩前の議事を継続いたします。

真下紀子君。

〇71番真下紀子君(登壇・拍手) (発言する者あり) 通告に従い、知事及び教育長に質問いたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策の強化についてです。

新型コロナウイルス感染症の新規感染者が北海道は過去最高を更新し、11月は、10万人当たり、全国最悪となっています。過去30日間の100万人当たり死者数は96.6人と、全国比で群を抜いて多くの命が奪われています。この状況を知事は重く受け止めているのか、まず伺います。

医療機関や高齢者施設の集団感染で、職員の欠勤者が多数となっています。道内の病床使用率は50%を超え、旭川市では、11月29日、70%を超え、昨日も75%を超えています。

同日、知事は、重症病床使用率が基準内という理由で、新分類のレベル2に据え置き、対策強 化宣言を行いませんでした。

命の犠牲と医療現場の逼迫を顧みることなく、経済優先で対策強化宣言に踏み出さないのはなぜか、エビデンスをもって御説明願います。

道は、インフルエンザとの同時流行を2万9000人と見込んでいますが、基本は自宅療養であり、自己責任です。

私は、保健福祉委員会で、自己検査による把握の信憑性や、陽性者健康サポートセンターの受 診抑制的な対応も問題と指摘をいたしました。

地域医療では、既に、夜間、休日に対応し切れない現状となっています。

必要な受診と入院をどう見込み、各圏域に必要な発熱外来や病床をどのように確保し、地域医療体制をどう構築し、新たに感染予防対策をどのように強化していくのか、伺います。

「新北海道スタイル」では黙食、黙浴を推進していますが、文科省は、学校給食時の会話を緩和する通知を出しています。

道と教育との感染予防対策の整合性をどう図るのか、伺います。

次に、統一協会及び関連団体との関係等についてです。

統一協会は、高額献金や霊感商法だけではなく、幾つもの判決によって、その伝道行為が違法 だと確定しています。

宗教法人の認定取消しを求める世論が高まっていますが、知事及び教育長に、統一協会の反社 会性に関する認識をお示し願います。

韓国の宗教団体である統一協会が、日本の政治家や行政、政策に関与することは重大問題であ り、岸田首相も、関係を絶つと言わざるを得ない状況です。

知事及び教育長は、統一協会による道行政、道教育行政への関与、政策への関与はあってはならないと表明すべきではありませんか、お答えください。

9月28日の本会議で、総務部長は、私どもの、統一協会及び関連団体との関係に関する資料要求に、確認できなかったと答えました。

その後の資料要求で、やっと、副知事2人が、2020年、2021年と2年連続で、統一協会との関与を認めた自民党道議の同席の下、統一協会の関連団体であるピースロードジャパンの実行委員長等と面談していたと認めました。

副知事2人は、なぜ自ら関与を申し出なかったのですか。隠し立てする必要があったのか、お

聞きします。

同じく、関与はないとした教育長の答弁後の予算特別委員会の私の質問で、道教委主催の研究 協議会に統一協会の幹部が複数で参加していたことが明らかとなりました。

また、旭川市などでは、統一協会が家庭教育支援政策に関与するという問題も発覚しています。

道教委は、今後、統一協会との関係をどう絶っていくのか、家庭教育への支援は、統一協会の 考え方にくみすることなく、法にのっとった教育環境の整備に取り組んでいくのか、教育長に見 解を伺います。

岸田政権の下で、宗教2世など、被害者救済法案が審議をされております。マインドコントロール下での違法な献金は禁止すべきであり、統一協会による違法な伝道、布教と、高額献金、霊感商法、集団結婚等に関し、幅広く被害相談を受けられるよう道としての取組を求めますが、どう対応するのか、伺います。

次に、天下り等についてです。

さきの東京オリンピックでは、組織委員会元理事の電通OBが、組織委員会の選任代理店となった電通への影響力を駆使し、関係者に働きかけるなどを背景に、入札談合事件に発展しています。

道においては、2014年の地方公務員法改正で新たに設けられた退職管理制度に基づき、再就職者から現職職員への働きかけの禁止、再就職状況の届出の義務化、違反者に対する罰則を柱とする、北海道職員の退職管理条例を2015年12月に制定し、7年が経過しました。

道条例制定以降、再就職者から、許認可、契約、補助金に関わり、忖度や処理期間短縮の依頼、公になっていない情報の提供といった働きかけは一切なかったのか、伺います。

従前から運用していた取扱要綱で、出資や補助の割合が大きい団体、企業を対象に、就業期間の制限、原則65歳まで、報酬上限の規制に関し、最終役職で区分を設けていますが、要綱の内容を示すとともに、要綱違反について個別に内容を明らかにしていただきたい。また、道はどのように対応するかも併せて伺います。

道では、近年、団体、企業からの人材紹介要請に基づく再就職者に対して、取扱要綱外の団体 等においても65歳までに退職をするよう、文書による協力要請をしていると聞いていますが、ど のような背景や目的によるものか、伺います。

要綱の適用団体は、年齢や報酬、退職金に制限がある一方、非適用団体では天井知らずです。 我が党には、公的年金が満額支給となる65歳以上を超えて居座る幹部OBが後を絶たないという 情報が数多く寄せられています。

協力要請に関わるフォローアップはどのようになされているのか、伺います。

道が、補助金、交付金その他の財政的援助を行い、財政的援助団体等監査の対象となっている 団体の中に、65歳以上を大幅に超えた道幹部OBが在籍する事例があると聞きますが、その内容 を個別に明らかにしていただきたい。お答えください。 次に、就学援助の活用等についてです。

物価高騰等の影響を受け、子育て世帯の困窮度が増し、学業や体験学習にも影響が出ています。

知事及び道教委は、児童生徒への困窮度合いと影響をどう把握し、対応しているのか、伺います。

これまで、道内の準要保護世帯が活用している就学援助の対象拡大と柔軟な対応を求めてきま した。道内の実施状況がどう進んできたのか、また、今後、有効な対策に向けて、どう取り組ん でいくのか、伺います。

次に、学校給食費の無償化についてです。

給食費無償化に取り組む市町村は、私どもの調査では、段階的無償化も含めますと、46自治体に上ると承知をしております。道内の取組状況、対象生徒数と比率、財源、及び、給食費無償化による効果について、教育長にお示し願います。

札幌市や旭川市では、物価高騰の影響を受け、来年度、学校給食費を引き上げる方針を示しており、地域格差が広がるとの懸念の声が寄せられております。義務教育の無償化と平等な教育環境を構築する観点から、給食費無償化を加速する必要があります。

広域自治体である道の役割と責任について、知事及び教育長に見解を伺います。

道内の子どもの貧困は深刻であり、そうした中で、給食の役割は、成長・発達過程の子どもに とって極めて重要だと考えますが、知事及び教育長の見解を伺います。

教育費の無償化に向けて、道として取り組む必要があると考えます。知事及び教育長の無償化 実現に向けた具体策と決意をぜひお伺いしたいと思います。お答えください。

最後に、補聴器助成についてです。

高齢化に伴う難聴に対して、私どもは、補聴器に関するアンケート調査を行いました。約700 人の方々から回答が寄せられ、そのうち、購入しなかった理由の最多が、価格が高いでした。購入のきっかけに関する設問も行いまして、日常生活に不便が出たらが30%、さらに聴力が落ちたらが18%と、合計48%が価格を理由に我慢するという答えの一方、購入費助成ができたらが24%、価格が安くなったらが19%と、合計43%で、負担が軽くなることで購入したいと答えていることが分かりました。この結果からも、購入費助成は、補聴器の利用促進に有効と考えます。

道は、市町村と他都府県の動向を把握し、適切に対応すると答えていましたが、補聴器の有効性及び補助事業の効果に関し、どのように調査結果を得ているのか、伺います。

道として、補聴器の購入に今後どう支援していこうと考えているのかも伺います。

以上、再質問を留保して、私の質問を終わります。(拍手)(発言する者あり)

- 〇議長小畑保則君 知事鈴木直道君。
- ○知事鈴木直道君(登壇)真下議員の質問にお答えいたします。

最初に、新型コロナウイルス感染症対策に関し、まず、道内の感染状況等についてでありますが、道内においては、10月下旬以降、この夏の感染拡大と同様に、BA. 5系統により感染が再

拡大する中、11月に入り、日々の新規感染者数は過去最多を更新し、10万人当たりの新規感染者数も全国最多が続くなど、感染レベルは高い状況にあるものと認識をしております。

また、新規感染者数に対する死亡者の割合には大きな変化が見られない中、新規感染者数の増加に伴い、お亡くなりになる方は増加をしており、同様に、高齢者施設や医療機関等で集団感染が頻発するなどして、重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方などにも感染が広がっていることから、道民の皆様に本道の厳しい実情をお伝えしつつ、基本的な感染防止対策の再徹底やワクチンの速やかな接種の検討とともに、とりわけ、高齢者の方と接する場合には検査をしていただくことなどが、道民の皆様の命や健康を守る上で極めて重要と考えております。

次に、レベル判断などについてでありますが、先月11日、国の分科会においてオミクロン株対応の新レベル分類が示され、この考え方に沿って、25日には基本的対処方針が変更されたことから、道としては、医療の逼迫度に着目する観点から運用の考え方を取りまとめ、あわせて、全道をレベル2とすることについて、有識者の方々や市町村の皆様に御意見を伺った上で、29日の対策本部において決定したところであります。

国の新レベル分類の枠組みにおいては、医療ひっ迫防止対策強化宣言はレベル3で行うものと されており、引き続き、指標の推移を注視しながら対応を検討してまいります。

次に、同時流行を想定した医療提供体制についてでありますが、本道は、オミクロン株による 感染の再拡大に伴い、発熱外来を受診する患者が増加するとともに、病床使用率も全道で5割を 超え、圏域によっては6割を超える状況が続く中、高齢者等の重症化リスクの高い方が適切に医 療を受けられる体制の整備が重要と認識しています。

このため、道では、地域の医療機関の御理解、御協力をいただきながら、コロナ患者に対応する病床の確保を進めてきたほか、季節性インフルエンザとの同時流行も想定しつつ、そのピーク時の1日当たりの患者数を2万9000人程度と推計し、このうち、医療機関を受診すると想定される患者を約2万4700人と見込んだ上で、医療機関への調査結果などを基に、通常の診療可能数の約1万5000人を、診療時間の延長など、医療機関に最大限御協力いただいた場合の診療可能数として約3万1000人とし、医療機関にその実情に即した外来診療の御協力を依頼するなどして、地域の対応力の底上げを図るとともに、一般医療への影響や医療機関の負担が軽減されるよう、陽性者登録センターの拡充にも積極的に取り組んできたところであります。

今後とも、地域の医療機関と連携し、こうした取組を進めるとともに、道民の皆様には本道の厳しい実情をしっかりお伝えしつつ、年末年始は人の動きが活発になることから、マスクの着用や手指衛生、一層の換気などの自主的な感染防止行動のさらなる徹底や、軽症者の自己検査等への御協力について、様々な媒体を活用して積極的に呼びかけるなどしながら、感染拡大を抑制しつつ、医療の逼迫を回避し、治療が必要な方々が適切な医療を円滑に受けられるよう、医療提供体制の確保に向け、力を尽くしてまいります。

次に、いわゆる旧統一教会についてでありますが、現在、国においては、世界平和統一家庭連 合や信者等の行為に関する不法行為責任を認めた判決が多数あることなどを根拠とし、法令に違 反し、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をした疑いがあると判断したことなどから、宗教法人法に基づく報告徴収・質問権を行使しているところであり、こうした国の対応により、具体的な証拠や資料を伴う客観的な事実を明らかにしていくことが重要と考えております。

次に、旧統一教会への対応等についてでありますが、道としては、地方公共団体の運営等について定める地方自治法や、道政運営全般にわたる基本理念及び原則を定める北海道行政基本条例など、関連法令の趣旨を踏まえ、公正の確保と透明性の向上を図ることによる道民の権利利益の保護等を理念として道政運営を行っており、全て公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではないとの認識の下、適切に行政を執行してまいります。

また、現在、世界平和統一家庭連合については、国が宗教法人法に基づく報告徴収・質問権を 行使しているところであり、こうした状況も注視して対応してまいります。

次に、学校給食についてでありますが、学校給食は、教育活動の一環として実施されるものであり、成長期にある児童生徒の皆さんに栄養バランスの取れた食事を提供し、健康な体をつくるとともに、食に関する知識と望ましい食習慣を身につけさせるなど、高い教育効果が期待できるものと認識をしております。

学校給食法では、給食費については、給食を受ける児童生徒の保護者が負担することとされている中で、道では、コロナ禍における物価高騰に伴う給食費の保護者負担の軽減を図っているところであります。

私としては、今後とも、道教委と緊密に連携し、市町村の取組を把握しつつ、給食の施設設備や給食用物資に係る補助制度等の充実について国に要望するなど、子どもたちが、家庭の経済状況にかかわらず、給食を通じて適切に栄養を摂取し、健康の保持増進が図られるよう取り組んでまいります。

最後に、補聴器助成に関し、今後の取組についてでありますが、加齢に伴う難聴によってコミュニケーションが取りにくくなり、孤立しやすくなるなど、生活の様々な場面に支障を来すこともあると言われており、道としては、補聴器は、こうした方の聞こえづらさを補完、代替する手段の一つであると認識しております。

こうした中、国では、補聴器の使用による認知機能低下の予防効果に関する研究を平成30年度 から令和元年度にかけて国立長寿医療研究センターで実施し、一定の相関関係が確認されたとこ ろであり、令和2年度からは、難聴と認知症との因果関係に関する研究も開始され、本年度をめ どに研究結果が取りまとめられるものと承知しております。

道としては、こうした研究結果を注視するとともに、市町村や他都府県における取組状況や事業効果の把握に努めてまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。 以上でございます。

〇議長小畑保則君 経済部長中島俊明君。

〇経済部長中島俊明君(登壇)感染防止対策についてでありますが、道では、感染防止対策と社会経済活動の両立に向け、道民の皆様方に対して、飲食の場面では、短時間、大声を出さず、会話のときはマスクを着用といった黙食などの呼びかけを行ってきたところでございます。

一方、文部科学省では、衛生管理マニュアルにおきまして、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、大声での会話は控えるなどの対応が必要とした上で、今回、座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、給食の時間において児童生徒等の間で会話を行うことも可能とするものでございまして、学校給食に限った場面での取扱いを示したものであると理解しているところでございます。

以上でございます。

- ○議長小畑保則君 総務部長兼北方領土対策本部長藤原俊之君。
- ○総務部長兼北方領土対策本部長藤原俊之君(登壇)旧統一教会の対応等についてでありますが、第3回定例会においては、当該団体とその関係団体に関し、日本共産党道議会議員団から、調査の対象とされた部における会費納入やイベント参加、メッセージ送付、名義後援、道有施設の貸出しなど、道としての対応や団体からの働きかけの有無について御質問をいただいたところでございます。

道としては、当該面談においては、団体側から活動内容の紹介があったものの、イベント参加、メッセージ送付、後援名義使用許可など、道に対応を求める具体的な働きかけはなく、また、面談を受けて道として特段の対応も行っていなかったため、御質問には、該当するものがない旨、お答えしたところでございます。

次に、学校給食の無償化に関し、道の役割等についてでございますが、学校給食法では、給食の実施に必要な施設設備に要する経費などは、義務教育の学校設置者が負担し、給食費については、給食を受ける児童生徒の保護者が負担することとなっております。

一方で、市町村では、学校教育法に基づき、経済的理由で就学が困難な児童生徒の保護者や教育委員会が必要と認める保護者に対し、給食費の援助を行っているほか、国が、設置者の判断により、保護者の負担軽減を図ることは可能であるとの見解を示していることなどから、一部の自治体においては、給食費の無償化を行うなど、保護者の負担に配慮した取組を行っているものと承知しております。

道におきましても、学校法人に対し、昨今の原材料費の高騰に対応した給食費支援事業を実施するなど、保護者の負担軽減に取り組んでいるところであり、今後とも、学校の設置者と保護者との協力により、給食が円滑に提供され、児童生徒の心身の健全な発達が図られるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

- ○議長小畑保則君 総合政策部長濱坂真一君。
- ○総合政策部長濱坂真一君(登壇)旧統一教会などに関連し、道の相談窓口についてでございますが、道では、道政に関する様々な御相談や御意見などについて、一元的な相談窓口として道政

相談センターを設置しており、こうした中、道政相談センターには、本年7月以降、旧統一教会に関する御意見や御相談が11件寄せられているところでございます。

道といたしましては、旧統一教会をめぐる関心の高まりを踏まえ、道政相談センターが、霊感商法を含め、道民の皆様の身近な相談窓口としての役割を担う旨、ホームページ等により周知を行ったところであり、相談対応におきましても、消費者トラブルをはじめ、様々なお困り事に関し、庁内はもとより、庁外の関係機関ともより一層連携を図りながら対応を行うなど、今後とも道民の皆様が相談しやすい環境づくりを進めてまいります。

〇議長小畑保則君 総務部職員監若原匡君。

○総務部職員監若原匡君(登壇)道職員の再就職に関し、まず、再就職者からの働きかけについてでありますが、道では、平成28年4月から、地方公務員法や北海道職員の退職管理条例に基づき、再就職者の道在職時の地位や権限による影響力を排除し、職務の公正な執行を確保する観点から、団体や民間企業等への再就職者に対し、罰則を設けて、現職職員への働きかけを禁止するとともに、現職職員に対し、再就職者から働きかけを受けた場合には道人事委員会への届出を義務づけておりますが、これまでにこうした事例は発生していないところであります。

次に、退職管理要綱についてでありますが、道では、北海道職員の退職管理に関する取扱要綱を定め、出資金や補助金など、道の財政的関与度の高い団体への再就職者に対し、在職期間や給与に一定の制限を設けるとともに、団体の円滑な運営に支障が生じるおそれがある場合など、要綱の定めにより難い特別の事情があるときは、団体から個別に協議を受けることとしております。

要綱の適用団体に再就職し、現在も在職している元職員のうち、この協議を受け、やむを得ない特別の事情を考慮して在職期間の延長を承認している者は、札幌医科大学と北海道アイヌ協会に各1名となっており、当該団体に対しましては、できる限り早期に事情の解消に努めていただくよう、要請を行っているところであります。

次に、再就職者への協力要請についてでありますが、道では、要綱の適用団体に再就職する職員はもとより、要綱の適用を受けない団体等から人材紹介要請を受け、道から適任者の情報提供を行った結果、再就職に至った職員に対しましても、道退職時において、雇用と年金の接続などといった観点から、65歳の年度末までの退職につきまして協力要請を行っているところであります。

次に、在職期間の制限などについてでありますが、道では、元道職員としての影響力を背景とした在職期間の長期化や給与面での優遇を制限する観点から、平成12年以降、北海道職員の再就職に関する取扱要綱や改正後の退職管理要綱により、出資金や補助金の割合など、道の財政的な関与の度合いに応じて適用団体を定め、この適用団体に対し、毎年、在職期間等の制限遵守について要請を行っているところです。

また、道への人材紹介要請により、要綱の適用を受けない団体に再就職している元職員に対しましては、道退職時における協力要請にとどめているところであります。

最後に、職員の再就職状況についてでありますが、道では、要綱の適用団体への再就職者に対し、在職期間を制限する独自の取扱いを定めるとともに、その在職状況について毎年把握し、道議会へ報告しております。

一方、要綱の適用を受けない団体等につきましても、法や条例等に基づき、道退職後2年間に おける再就職状況を届出により把握し、公表しておりますが、その後の在職状況は把握していな いところであります。

以上でございます。

- **○議長小畑保則君** 保健福祉部少子高齢化対策監鈴木一博君。
- **〇保健福祉部少子高齢化対策監鈴木一博君**(登壇)就学援助の活用等に関し、子育て世帯の生活 実態の把握などについてでありますが、道では、子どもの生活実態調査において、子育て世帯の 経済状況に関する項目についても調査しており、現在、調査結果の精査を進めているところでご ざいます。

また、北海道母子寡婦福祉連合会と意見交換を行う中で、本年8月に道母連が実施した独自調査の結果、子どもがいる会員の約8割が物価高騰で困っていることがあると回答し、食費を節約しているなどの意見があったと伺っており、物価高騰が子育て世帯の家計にも影響を及ぼしていると認識しているところでございます。

国では、子育て世帯に対する新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を考慮し、昨年から、児童扶養手当受給世帯など低所得の子育て世帯に対し、3回の特別給付金を支給しており、道といたしましても、本年度、物価高騰に対する独自策として上乗せ給付を実施し、必要な世帯への支援を実施しているところでございます。

以上でございます。

- ○議長小畑保則君 保健福祉部長京谷栄一君。
- 〇保健福祉部長京谷栄一君(登壇)補聴器の有効性や助成制度の事業効果についてでございますが、道では、身体障害者手帳の交付対象とならない65歳以上の高齢者の方々の補聴器購入費助成の実施状況調査を行っておりまして、独自で補聴器の購入支援を実施する市町村は、令和3年5月末現在で8市町村でありましたが、本年5月末現在では18市町村に増加をしておりますほか、一部の自治体では、助成した方々を対象に、使用後の満足度を調査し、効果測定を行う予定と伺っているところでございます。

また、他都府県では、本年度、兵庫県が高齢者を対象に補聴器使用後における社会参加活動の 状況を調査し、その事業効果について把握することを目的に、補聴器の購入費用助成のモデル事 業を実施したところでありまして、道といたしましては、こうした状況についても情報収集をし てまいります。

以上でございます。

- 〇議長小畑保則君 教育長倉本博史君。
- ○教育長倉本博史君(登壇)真下議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、統一協会及び関連団体との関係等に関しまして、まず、いわゆる旧統一教会について でありますが、旧統一教会には、教会や信者等の行為に関する不法行為責任を認めた判決が多数 あると認識いたしております。

現在、国において、宗教法人法に基づき、報告徴収・質問権を行使しているものと承知しており、今後、法に定める適正な手続にのっとり、情報収集・分析が進められ、具体的な証拠や資料を伴う客観的事実が明らかにされることが重要と考えております。

次に、教育行政の姿勢についてでありますが、教育基本法において、「教育は、不当な支配に 服することなく、(中略)法律の定めるところにより行われるべきもの」とされ、また、「教育 行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなけ ればならない」とされております。

道教委といたしましては、こうした法の趣旨にのっとるとともに、全て公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではないという理念の下、適切な教育行政を執行してまいります。

次に、家庭教育支援についてでありますが、道教委では、現在、悩みや不安を抱えた保護者の 方々が気軽に相談できる体制を整えるため、家庭教育ナビゲーターや、民生委員、児童委員、行 政関係者などによる研究協議会の開催や、乳幼児健診時を活用した学習機会を提供し、より多く の保護者の方々が必要な情報に触れることのできる機会を設けるなど、家庭教育の支援の充実に 努めております。

道教委といたしましては、今後も、引き続き、「不当な支配に服することなく、(中略)法律の定めるところにより行われるべき」とする教育基本法をはじめ、社会教育法にのっとり、家庭教育を支援するために必要な学習機会を提供するための講座の開設や研修会の開催等の施策を講じることなどを通して、その環境の整備に努めてまいります。

次に、就学援助の活用等に関しまして、まず、子どもたちの教育環境についてでありますが、 内閣府が昨年実施をした調査によりますと、世帯収入の水準等により、子どもの学習、生活など 様々な面が影響を受け、特に、世帯収入が中央値の2分の1未満の家庭が、親子ともに多くの困 難に直面をしており、昨今の物価高騰の影響でさらに困窮度が増していると認識をいたしており ます。

道教委といたしましては、家庭の経済状況にかかわらず、ひとしく教育を受けることができる 環境を整備することは大変に重要と考えており、就学援助制度や奨学給付金など、各種支援制度 の周知や一層の利用促進を図るとともに、子どもの居場所づくりや、地域における学習支援の機 能を持つ放課後子ども教室や子ども未来塾などを行う自治体への支援や、物価高騰等に対応した 学校給食費の保護者負担の軽減を自治体へ働きかけるなどしており、引き続き、誰一人取り残さ れることなく、安心して学習に打ち込める教育環境づくりに取り組んでまいります。

次に、準要保護世帯の就学援助の実施状況等についてでありますが、準要保護世帯に対する就 学援助は、経済的理由によって就学が困難な児童生徒の保護者のうち、要保護者に準ずる程度に 困窮していると認められる方に対し、就学の機会を確保するために実施するものであり、準要保 護世帯に対する必要な援助は、国が定める要保護児童生徒援助費補助金交付要綱の国庫補助の対象費目を踏まえ、各市町村が定めております。

国は、本要綱の改正により、平成30年度までに、PTA会費、生徒会費、クラブ活動費、卒業 アルバム代等を新たに国庫補助の対象として加えており、道教委では、この改正を受け、各市町 村において対象費目が拡充されるよう継続的に働きかけ、令和元年度にこれら4費目の全てを実 施している市町村は53でありましたが、令和3年度には102まで増加をし、その中の卒業アルバ ム代等で見ますと、60から121に増加をしており、4費目とも実施していない市町村は26から16 に減少しております。

道教委といたしましては、令和2年度にオンライン学習通信費が要綱に追加されたことなども 踏まえまして、引き続き、各市町村独自の取組を把握しながら、より積極的な実施を促し、保護 者の経済状況などにかかわらず、全ての児童生徒がひとしく教育を受けることができるよう、就 学援助の一層の充実に努めてまいります。

次に、学校給食費の無償化に関しまして、まず、学校給食についてでありますが、学校給食は、学校設置者と保護者の密接な協力により円滑に実施されることが期待されるという学校給食法の趣旨に基づき、施設や設備等に要する経費は設置者が負担をし、食材等の経費は原則として保護者が負担するとされております。

道教委が実施いたしました調査では、令和3年5月1日現在で、道内の33市町村が、それぞれの地域の実情に応じて、域内の小中学校の全児童生徒を対象に、学校給食費の全額を無償としていると承知いたしております。

これらの市町村におきましては、一般財源をはじめ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生 臨時交付金やふるさと納税を活用するなどしており、こうした取組を通して、保護者の負担軽減 の実現や、子どもたちの地域への感謝の気持ちの涵養などの成果が得られていると承知をいたし ております。

次に、道教委の役割についてでありますが、全ての子どもたちが夢や希望を持ち、心身ともに 健やかに成長していくためには、家庭の経済状況に左右されることなく、ひとしく教育を受ける ことができる環境を整備することが重要です。

このため、道教委では、市町村に対し、就学援助制度などの支援制度を周知し、その利用を促進するほか、今般の物価高騰に際しては、国の交付金を活用し、道立学校における学校給食に係る保護者の負担軽減を図るとともに、関連する情報を市町村教育委員会に提供するなどして、それぞれの実情に応じた取組が行われるよう努めているところであり、引き続き、これらの取組を進めてまいります。

最後に、学校給食の役割等についてでありますが、学校給食は、栄養バランスの取れた豊かな 食事を提供することにより、子どもたちの健康な体をつくることはもとより、食に関する指導を 効果的に進めるための教材としても重要な役割を担っております。

道教委といたしましては、栄養バランスや量を保った学校給食を提供できるよう、引き続き、

国や市町村、各学校と連携をしながら、給食施設の整備や栄養管理等に関する指導助言に努める ほか、無償化をはじめ、学校給食に関する情報を周知するとともに、国に対し、学校給食用物資 に係る保護者負担の軽減に向けた財政措置の充実を要望するなどして、教育環境の充実に取り組 んでまいります。

以上でございます。

〇議長小畑保則君 真下紀子君。

〇71番真下紀子君(登壇・拍手)(発言する者あり)ただいま知事及び教育長から答弁いただきましたが、知事に再質問いたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策の強化についてです。

11月の新規感染者は、10月の2.6倍の23万800人に上ります。死亡者数は、実に4.1倍の585人に上ります。死亡率は上昇しています。知事は、行動を緩和する一方、対策強化宣言もせず、有効な対策を取っていないと言えます。

医療現場の逼迫により、高齢者施設では、必要な入院治療が受けられないとの声が上がっていますし、知事は、感染を抑制できない理由をどう考え、宣言を出さないならどう対策を強化するのか、伺います。

病床確保は、簡単ではありません。

12月2日の参議院予算委員会で、我が党の紙智子参議は、本道の現状とともに、緊急支援事業の再開について質問しました。全国知事会でも緊急提言している、亡くならなくてもいい命が奪われている、即時に判断すべきだとただし、加藤厚労大臣から、地域の要望を聞いて適切に対応するとの答弁を引き出しました。

道は、必要な病床確保についてどう対応していくのか、伺います。

次に、統一協会及び関連団体との関係等についてです。

教育長は認識を示しましたが、それに対して、知事自身は認識を示す答弁を避けました。統一協会及び関連団体との関係について、発覚した事実だけは認め、全庁調査を拒否するのは、岸田 政権と酷似しています。

道は、関連団体と副知事との面談は問題ない、だから答えなかったとの答弁でしたけれども、 道庁は、働きかけのない面談は容認するのですか、聞かれるまで道民には知らせないのですか、 お伺いします。きっちり答えてください。

知事は、統一協会との関係を尋ねる共同通信のアンケートに、ないと答えていましたが、面談 については、ないの範疇なのか、どういう基準で、ないと答えたのか、具体的にお聞きします。

これまで確認したのは一部の部局で、私どもの改めての資料要求で、2人の副知事の関与が明らかとなりました。

必要に応じて適切に対応すると答えた知事は、統一協会との関連を隠し立てしないと言うのであれば、全庁調査を行い、統一協会及び関連団体との関与は、そして関係は、もうこれ以上はない、今後一切関係を持たないと明言し、実効ある対策を取るべきではありませんか、見解を伺い

ます。

最後に、天下り等についてです。

対がん協会には、部長職で退職したOBが65歳を超えて70歳で在籍し続け、天下りの席も一つから増えていると聞きますが、対がん協会への道幹部職員の天下り状況を個別具体に明らかにしてください。

また、天下りと道との関与は本当にないのか、改めてお聞きします。

対がん協会は、要綱の適用外ですが、道から、毎年、がん検診車整備事業費等で8000万円余りの補助金を受けている財政的援助団体等監査対象の団体です。

令和元年度から、職員の巡回健康診断業務を、それまでの一般競争入札から総合評価方式に変 更しました。

対がん協会の1者独占契約は7年間続き、このOBが天下りの年齢制限を超えて在籍していた5年のうち、実に2回が不落随契だという見逃せない事実が発覚しました。事実経過を伺います。

東京オリンピック入札談合事件でも、1者入札へのOBの働きかけが問題となっていますが、 不落随契の問題は入札談合の温床となりかねないことにあります。

知事はどういった認識をお持ちか、見解を伺います。

入札談合の疑いを持たれぬよう改善すべきではありませんか、いかがか、伺います。

北海道バス協会も、毎年、7200万円以上の運輸事業振興助成交付金を受け取る財政的援助団体 等監査対象の団体であります。

ここにも、今年6月、現職が派遣されたにもかかわらず、8月に、部長職だったOBが73歳で 顧問に返り咲くという驚くべき事態となっています。

知事は、この事実を把握していますか、是正すべきではありませんか、お伺いいたします。

職員監からは、雇用と年金の接続などの観点から、65歳の年度末までの退職を要請していると の答弁でした。

道との協議によって年齢延長が可能であり、職業の選択の自由は担保されます。少なくとも、 関与団体への天下りの場合、道からの協力要請はOB全員を対象とし、節度を持った関係にすべ きと考えますが、どう対応するのか、伺います。

以上、再々質問を留保し、私の質問を終わります。(拍手)(発言する者あり)

- 〇議長小畑保則君 知事。
- ○知事鈴木直道君(登壇)真下議員の再質問にお答えいたします。

最初に、新型コロナウイルス感染症対策に関し、まず、道内の感染状況等についてでありますが、新規感染者数の増加に伴い、高齢者施設や医療機関等で集団感染が頻発するなど、重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方にも感染が広がっていることから、道民の皆様には、本道の厳しい実情をお伝えしつつ、また、年末年始は人の動きが活発になることから、マスクの着用や手指衛生、一層の換気などの自主的な感染防止行動のさらなる徹底や、軽症者の自己検査への

御協力とともに、とりわけ、高齢者の方と接する場合には検査をしていただくことなどについて、様々な媒体を活用して積極的に呼びかけてまいります。

次に、病床の確保についてでありますが、道では、オミクロン株による感染の再拡大により、 地域によってはコロナ患者に対応する病床が厳しい状況にある中、地域の医療機関の御理解と御 協力をいただきながら病床の確保を進めてきているほか、新たに病床を確保した医療機関に対す る国の緊急支援事業の実施についても早急に検討するよう、全国知事会と連携しながら国に働き かけを行っているところであり、私も、先月、厚生労働大臣に直接お会いして、本道の実情を訴 えるなどし、強く求めてきたところであります。

道としては、十分かつ継続的な財政措置を行うよう、引き続き国へ働きかけるとともに、補助制度や診療報酬の加算なども周知しつつ、医療機関への必要な支援を行うなどしながら、入院治療が必要な方々が適切に医療を受けることができるよう、医療提供体制の確保に努めてまいります。

次に、旧統一教会の関係団体との面談についてでありますが、当該面談においては、団体から 道に対してイベント参加やメッセージ送付などの対応を求める具体的な働きかけはなく、また、 面談を受けて道として特段の対応も行っておらず、こうした状況を踏まえ、道としては、面談の 有無などの問合せに対しては事実関係を御説明してきたところであります。

現在、旧統一教会については、国が宗教法人法に基づく報告徴収・質問権を行使しているところでありますが、こうした状況を注視しながら適切に対応してまいります。

次に、旧統一教会への対応についてでありますが、共同通信のアンケートについては、私自身が旧統一教会における行事や会合への出席の有無や寄附の有無などについて尋ねられたものであり、それについては、該当はないと回答したものであります。

加えて、私は、当該団体の方々との面談をしておりません。

次に、旧統一教会への対応等についてでありますが、現在、国において、世界平和統一家庭連合が法令に違反し、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をした疑いがあると判断したことなどから、宗教法人法に基づく報告徴収・質問権を行使しているところであり、道としては、こうした状況も注視しながら、今後とも、地方自治法など関連法令の趣旨を踏まえ、公正の確保を図り、道民の権利利益を保護することなどを理念として道政を運営してまいります。

次に、北海道対がん協会への再就職者についてでありますが、当該団体は、要綱の適用を受けない団体であり、専務理事と事務局次長の職に、道の元部長級と次長級の職員2人が在職していることを改めて確認したところであります。

なお、2名のうち、事務局次長については、再就職時に、団体からの人材紹介要請に対して、 道から適任者を紹介したものであります。

次に、職員の健康診断についてでありますが、道では、職員の定期健康診断の委託事業者を総合評価一般競争入札により決定しており、直近5年間のうち、令和2年度と令和4年度においては、再度入札を行っても落札者が決まらなかったことから、地方自治法等の規定に基づき、入札

に唯一参加した北海道対がん協会と随意契約を締結したところであります。

次に、健康診断についてでありますが、多様な業務を担う知事部局において、職員の定期健康 診断の実施に当たって受診機会を安定的に確保するためには一定の期間が必要となりますことか ら、効率性の観点から、同一事業者が道内約90の職場を5月から10月にかけて複数の編成で巡回 する方式により実施しているところであります。

道としては、今後とも、全道各地に勤務する職員が確実に受診できるよう、関係法令にのっとり、定期健康診断を適切に実施してまいります。

次に、北海道バス協会への再就職者についてでありますが、当団体は要綱の適用を受けない団 体であり、当該職員の再就職について改めて確認をしたところであります。

当該団体への再就職については、知識や経験などが個別に評価され、団体の自主的な判断により採用に至ったものと考えているところであります。

最後に、再就職者への協力要請についてでありますが、道では、要綱の適用を受けない団体についても、道への人材紹介要請による再就職者に対しては、道退職時に協力要請を行っておりますが、団体における処遇などは、団体の自主的な判断により決定されるものと考えております。

道としては、今後とも、退職管理制度の厳格な運用により、職務の公正な執行と公務に対する 道民の皆様の信頼確保に努めてまいります。

以上でございます。

- 〇議長小畑保則君 真下紀子君。
- **〇71番真下紀子君**(登壇・拍手) (発言する者あり) 知事から答弁を受けましたが、再々質問いたします。

まず、統一協会及び関連団体との関係についてです。

統一協会から家族を取り戻した方から、先日、お話を伺いました。最後に、こう言われたのです。

何がつらかったかといって、自分の家族が他人様の子どもを洗脳していることが何よりつらかった、家もお金も命を捨ててでも助け出さなければならないと、決死の覚悟であったと述べた上で、政治家や行政が統一協会の広告塔となり、洗脳される犠牲者を増やすことがあってはならないと言いつかってきました。

知事にしっかりとお伝えしましたけれども、知事は、統一協会について、働きかけがない面談 は容認をしている、それから、統一協会の関係を絶つとは明言しない。これでは分かりません、 知事の対応が。

知事として、また、道庁として、統一協会と今後関与を続けるのかしないのか、明確にお答え ください。

次に、天下り等についてです。

関与団体のうち、再就職要綱の適用団体と非適用団体では格差が大き過ぎます。要綱の適用でない、人材紹介要請を受けていないと言えば、年齢も報酬も退職金も制限なく受けられる上、こ

の2人のOBのように、道から65歳退職の協力要請を受けることもないのです。あまりに不公平 ではありませんか。

道の関与の度合いにかかわらず、関与団体には要綱を適用し、同等の条件とすべきです。知事 の見解を伺います。

知事は、関係法令にのっとり適切に実施するとお答えになりましたが、認識があまりに甘いと 言わざるを得ません。

入札談合の再発防止対策として、国土交通省は、既に平成17年に、不落随契の原則廃止とその 厳正化を盛り込んだ通知を発出していることを知事は御存じでしょうか。

地方自治法上は可能ですが、道庁の発注3部において調べたところ、2000件余りの契約のうち、不落随契はほとんどないとのことです。

ところが、対がん協会との契約は、天下りしたOBが65歳以降の5年間に、令和4年度、令和2年度の2度にわたる不落随契を行っていて、天下りと契約との関係に影響や疑念が持たれかねない事態と言えます。

入札監視委員会等による調査が必要ではないかと考えますが、お聞きします。

今年度の道職員の定期健康診断と教育庁の定期健康診断業務を比較してみました。健診項目は同じですが、1人単価は教育庁のほうが低くなっています。

教育庁の健診業務の契約にも不落随契はあり、改善が必要と申し上げておきますけれども、決定的な違いは、道教委からの天下りはなく、一般競争入札で複数者が入札し、知事部局よりも落札価格が低いことです。

知事部局の契約は、競争性が担保されず、割高です。契約の在り方を見直すべきと考えますが、いかがか、お聞きします。

以上で再々質問を終わります。(拍手)(発言する者あり)

- 〇議長小畑保則君 知事。
- **〇知事鈴木直道君**(登壇)真下議員の再々質問にお答えいたします。

最初に、旧統一教会への対応等についてでありますが、道としては、これまで、旧統一教会や その関係団体に対し、イベント参加やメッセージ送付、名義後援などの対応は行っておりませ ん。

また、社会的に問題が指摘される団体との関係については、道民の皆様に誤解を招くことのないよう十分注意し、行事への出席や後援名義の承諾などについて適切に対応するよう、各部局長に対し、注意喚起を行っております。

今後とも、地方自治法など、関連法令の趣旨を踏まえ、公正の確保を図り、道民の権利利益を 保護することなどを理念として、適切に道政を運営してまいります。

次に、適用団体の要件についてでありますが、道では、退職管理要綱により適用団体を定めて おり、その客観的要件として、出資金や補助金などの割合により、道の財政的関与の度合いを判 断することが適当と考えているところであります。 今後とも、法と条例、要綱に基づく退職管理制度の厳格な運用により、職務の公正な執行と公務に対する道民の皆様の信頼確保に努めてまいります。

次に、職員の健康診断に関する入札についてでありますが、道では、職員の定期健康診断の委託事業者を総合評価一般競争入札により決定しており、再度入札を行っても落札者が決まらなかった場合は、地方自治法等の規定に基づき、随意契約しているところでございます。

道としては、今後とも、関係法令にのっとった適正な入札手続の下、全道各地に勤務する職員が確実に受診できるよう、適切に定期健康診断を実施してまいります。

最後に、職員の健康診断についてでありますが、教育庁が行う教員の健康診断は、学校の夏休 みなどの短期間に多数の編成で集中的に実施する必要があると承知しています。

一方、多様な業務を担う知事部局では、全ての職員について受診機会を安定的に確保するために に一定の期間が必要となることから、効率性の観点から、同一事業者が巡回する方式により実施 をしています。

道としては、今後とも、全道各地に勤務する職員が確実に受診できるよう、関係法令にのっと り、定期健康診断を適切に実施してまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 真下紀子君の質疑は、同一議題について既に3回に及びましたが、会議規則 第57条ただし書の規定により、この際、特に発言を許します。

真下紀子君。

〇71番真下紀子君(登壇・拍手) (発言する者あり)議長の特別の許可を得て、特別発言をさせていただきます。

それに先立ち、先ほど、私の再々質問の中で、対がん協会との契約で、2度の不落随契に関し、平成4年度、平成2年度と申し上げましたところ、これは間違いであり、令和4年度、令和2年度と訂正をさせていただきます。

それでは、許可を得た特別発言をさせていただきます。

まず、統一協会との関係について、知事は、あくまで、働きかけのない面談は行わないとはおっしゃいませんでした。これには驚きました。

まず、御自身が被害の深刻さを、よく情報を得て、認識を深めるよう、このことについては強く求めておきます。

天下りについてです。

知事は、あくまで、再就職要綱の適用外の団体への要綱適用を拒みました。退職管理制度の厳格な運用では解決しないと私は申し上げているわけです。

決算特別委員会の質疑でも、多額の出資金、出捐金で、令和3年度までの5年間で約275億円、令和2年度は約50億円の補助金が出ていることも知事が明らかにしております。

毎年度、多額の税金が投入されているのに、現行の再就職要綱で対象外とするのは公平性を欠くと言えます。給与が大きく減ってもなお、再任用で道民に奉仕する職員とは大違いではないで

しょうか。

また、道庁時代の共済年金に加算して、団体等の在籍期間に比例した厚生年金を受給するような天下り天国になっているという声も私どものところに寄せられております。

道庁の都合でいつまでも放置することは、あってはならないと思います。

その上、今回、東京オリンピックの入札談合事件と同様の構造で、まさに相手の言い値を容認 するような契約状況というのは誤解を招きかねませんので、改善を求めておきます。

以上で特別発言を終わります。(拍手) (発言する者あり)

- ○議長小畑保則君 真下紀子君の質問は終了いたしました。
 - 1. 日程第1の議事中止
- ○議長小畑保則君 議事進行の都合により、日程第1の議事を中止いたします。
 - 1. 追加日程、議案第20号
- 〇議長小畑保則君 お諮りいたします。
 - この際、日程に追加し、議案第20号を直ちに議題といたしたいと思います。
 - これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長小畑保則君 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

議案第20号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

知事鈴木直道君。

1. 議案第20号に関する説明

〇知事鈴木直道君(登壇)ただいま議題となりました令和4年度補正予算について、その大要を 御説明申し上げます。

議案第20号の補正予算は、物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策の実施に伴う国の 補正予算などに対応して緊急に措置を要する経費について、所要の予算措置を講じようとするも のであり、その総額は、

一般 会計

1747億7800万円

となっております。

以下、歳出予算の主なものについて申し上げます。

初めに、農業・農村整備などの公共事業費について、1297億5900万円を計上するとともに、繰越明許費と債務負担行為について、所要の措置を講じることといたしました。

次に、エネルギー価格の高騰により経営に影響を受けている全道の事業者の皆様に対し、緊急 に道単独の支援金を支給することとし、15億8600万円を計上するとともに、国の補助制度を活用 し、国内の旅行客を対象とした道内旅行商品の割引等を支援することとし、

北海道旅行割引事業費

175億6300万円

を計上いたしました。

次に、飼料価格や燃油価格等の高騰により影響を受けている生産者の負担軽減を図るため、

酪農生產基盤確保対策事業費

31億7400万円

漁業用燃油価格高騰緊急対策事業費

6億5900万円

を計上することといたしました。

これらに見合う歳入予算といたしましては、

国庫支出金

987億3200万円

道債

672億5300万円

を計上いたしました。

以上、今回提案いたしました案件について、その大要を御説明申し上げました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

1. 質 疑

○議長小畑保則君 これより、議案第20号に関する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

菊地葉子君。

〇25番菊地葉子君(登壇・拍手)(発言する者あり)私は、日本共産党道議団を代表して、議案 第20号について、知事に質問します。

初めに、緊急経済対策についてです。

長引くコロナ禍、物価高騰が道民生活を苦境に陥れています。

物価高騰に見合う賃金の引上げや、国民の暮らしを支えるために、社会保障や教育費の負担軽減の早期実現が求められていますが、国の対策は、電気代やガソリン代、輸入小麦などの限定的、部分的な支援にとどまっています。

知事は、道民の暮らしの現状をどのように認識し、このたびの緊急経済対策を取りまとめたのか、伺います。

次に、道内事業者等事業継続緊急支援金支給事業費についてです。

コロナ禍、物価、原材料の高騰、過剰債務という三重苦が、中小・小規模事業者にのしかかっています。

これまでも中小・小規模事業者への直接支援の必要性をただしてきましたが、このたびの補正 予算での支援総額は、繰越明許を除けば、補正予算全体の1%に満たない状況です。

中小・小規模事業者の現状について、知事はどのような認識を持って、このたびの事業を提案 されたのか、伺います。

また、第2回定例会で予算化された原材料等の原価高騰の支援事業への申請では、法人が半分に満たず、執行残額はおよそ29億円です。手続の煩雑に比べて、支援額が少ないとの声が聞かれます。

しかし、この申請が半分に満たなかった執行状況に合わせて、このたびの補正予算では支援対

象数を減らすという姿勢では、中小・小規模事業者への支援に対する本気度が疑われます。

北海道旅行割引事業費では、旅行商品割引支援として100億円以上が計上されています。これ に匹敵する中小・小規模事業者支援が必要ではありませんか。

事務手続の簡素化、支援額を増額して、多くの事業者に利用される制度にしていくべきではありませんか、併せて知事の見解を伺います。

次に、人材確保緊急支援事業費についてです。

第2回定例会で、道外人材確保緊急支援事業費およそ1億946万円が予算化され、我が会派と しては、正規雇用と安定した雇用機会の創出に資する制度設計、支給認定の公平な制度設計を求 めてきました。

道外人材確保緊急支援事業の執行状況と評価について伺うとともに、人材確保緊急支援事業の 制度設計にその評価がどのように反映されたのか、伺います。

また、道外人材確保緊急支援事業との相違はどのようなものか、併せて伺います。

次に、北海道旅行割引事業費についてです。

観光は地域振興として重要と、政府は、年明け以降の継続を決めましたが、冬の北海道においては、新型コロナ感染防止対策の換気も困難になる中、これまでの感染対策で感染拡大を防止できるのでしょうか。

感染状況に応じた対応が必要ではありませんか。どのように対応するのか、伺います。

どうみん割、「HOKKAIDO LOVE!割」では、ワクチン接種、対象検査での結果が 陰性等の利用条件が設定され、道が、緊急事態宣言措置、あるいは、まん延防止等重点措置の対 象になった場合が事業の停止条件とされていました。

今、新型コロナウイルスは、第8波の感染拡大状況となり、季節性インフルエンザとの同時流 行が懸念されている中で、中止の判断基準をどのように定めるのか、伺います。

最後に、てん菜糖消費拡大推進事業費についてです。

砂糖の需要減を背景に、国は、てん菜糖への交付金の対象数量を64万トンから55万トンにして、てん菜の減産を進めようとしていますが、畑作の輪作体系を壊すことにつながりかねません。

輪作体系維持のためにも、てん菜糖の消費拡大に向けて、どのような考え方で理解を含め、消費拡大に取り組むのか、伺います。

以上で私の質問を終わります。(拍手) (発言する者あり)

- 〇議長小畑保則君 知事鈴木直道君。
- ○知事鈴木直道君(登壇)菊地議員の質問にお答えいたします。

最初に、緊急経済対策についてでありますが、道内の消費者物価指数は、昨年7月以降、15か月連続で前年同月を上回っており、長期に及ぶ物価上昇が道民生活に影響を与えているほか、エネルギーや原材料価格の高騰なども相まって、暖房需要などが高まる冬場に向け、道民の皆様の生活や事業者の方々の経営環境はさらに厳しくなることが懸念されているところであります。

こうした中、道では、道民の皆様の暮らしの安心と本道経済の活性化に向け、国の総合経済対策も踏まえ、低所得者の方々を支援する福祉灯油事業の交付基準額の引上げといった物価高騰の影響の緩和をはじめ、需要喚起や人手不足への対応など、必要な追加対策を取りまとめたところであります。

次に、事業継続緊急支援金についてでありますが、長引く感染症や原材料価格高騰の影響に加え、エネルギー価格の先行きは見通せず、中小・小規模事業者の方々の経営環境はさらに厳しくなることが懸念されるところであります。

このため、今回、追加提案した支援金は、現行の事業継続緊急支援金を拡充し、エネルギー価格高騰の影響を受けている事業者の方々に一定額を支給しようとするものであり、現在実施中の原材料価格高騰分の申請状況を踏まえて、必要な予算を計上したところであります。

道としては、より多くの事業者の方々に活用いただけるよう、周知方法や手続などについて早 急に検討してまいります。

次に、人材の確保についてでありますが、道外人材確保緊急支援事業は、特に人材不足が見込まれた宿泊や飲食業の道外からの人材確保に向け、緊急的な支援として実施し、約40件の申請を受け付け、これまで17件、約400万円の支援金等を支給したところであり、事業開始直後の新型コロナウイルス感染症の急拡大が宿泊・飲食業の求人意欲に影響したものの、一定の効果があったものと認識をしております。

今後、経済活動の活発化が見込まれる中、このたび提案した補正予算案では、支援対象について、宿泊や飲食サービスに加え、介護や建設など、依然として人手不足が深刻な業種に拡大するとともに、道外のほか、道内在住者の方々を支援対象に広げ、正社員など、多様な雇用形態も対象とすることとしたところであります。

次に、全国旅行支援についてでありますが、現下の感染増加要因について、国の専門家は、獲得した免疫が時間とともに低下していることや、気温低下に伴い、換気がされにくくなっていることなどを挙げているところであり、道としては、こうした知見を利用者や事業者の皆様の双方に改めてお伝えしながら、効果的な換気や手指消毒など、基本的な感染防止対策の徹底強化を促してまいります。

また、先日発表された、年明け以降の観光需要喚起策に関し、国は、今後の感染状況を注意深く見守った上で実施する考えを示しているところであり、道としても、国の動向や道内の感染状況等を注視するとともに、事業実施の際には、基本的対処方針の考え方も踏まえた適切な感染対策を実施してまいります。

次に、事業の停止条件についてでありますが、現在実施している旅行支援事業においては、国の要綱において、緊急事態宣言、または、まん延防止等重点措置の対象となった場合、措置区域を目的地とする利用等を停止することとされているほか、道独自の条件として、当該措置区域を含む圏域全体を対象に利用を停止することなどを定めているところであります。

道としては、今後、季節性インフルエンザとの同時流行が想定されることから、基本的な感染

防止対策の一層の徹底を促すとともに、医療提供体制等の状況や国から示される新たな要綱を踏まえながら、事業を適切に運営してまいります。

最後に、てん菜糖の消費拡大の取組についてでありますが、国内の砂糖の消費量が年々減少し、てん菜糖の在庫量が増大する中、国は、てん菜糖への交付金の対象数量を段階的に削減する方針を示したところであり、今後とも、本道の畑作農業に欠かせない輪作作物であるてん菜を安定的に生産していくためには、糖価調整制度を維持しつつ、砂糖消費の維持拡大を図っていくことが重要であります。

このため、道としては、砂糖を食べると太るというのは誤解、砂糖は無色透明な結晶で漂白していないといった砂糖の正しい知識の情報発信による食育活動や、首都圏でのプロモーション活動に取り組むとともに、JAグループ北海道の天下糖ープロジェクトなどとも連携しながら、砂糖の需要喚起や理解促進を図り、道内外における砂糖消費の維持拡大を推進してまいります。

以上でございます。

- ○議長小畑保則君 菊地葉子君の質疑は終了いたしました。
 - 1. 日程第1に併せ、

追加日程、議案第20号

○議長小畑保則君 日程第1に併せ、追加日程、議案第20号を一括議題とし、議事を継続いたします。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

これをもって質疑並びに質問を終結いたします。

- 1. 予算特別委員会の設置
- 1. 議案の予算特別委員会付託
- ○議長小畑保則君 お諮りいたします。

日程第1のうち、議案第1号、第11号ないし第15号、第18号及び第20号については、本議会に 27人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたし たいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長小畑保則君 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

(上の議案付託一覧表は巻末議案の部に掲載する)

- 1. 予算特別委員の選任
- ○議長小畑保則君 お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の

規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長小畑保則君 御異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

(上の委員名簿は巻末**その他**に掲載する)

1. 議案の常任委員会付託

○議長小畑保則君 次に、残余の案件につきましては、お手元に配付の議案付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

(上の議案付託一覧表は巻末議案の部に掲載する)

1. 休会の決定

〇議長小畑保則君 お諮りいたします。

各委員会付託議案等審査のため、12月7日から12月9日まで、及び、12月12日から12月14日まで本会議を休会することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長小畑保則君 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

12月15日の議事日程は当日御通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時1分散会